

業 務 概 要

令和8年度版

(令和7年度実績)

高知県中央児童相談所

高知県幡多児童相談所

目 次

第1 児童相談所の概要

1	沿革	1
2	所在地及び管轄区域	3
3	組織と職員構成及び職員配置状況	4
4	相談の種類及び主な内容	7
5	高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図	8
6	高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図	9

第2 業務・事業の実施状況

1	相談業務	
(1)	全体の状況	10
(2)	養護相談	11
(3)	児童虐待相談	13
(4)	障害相談	14
(5)	非行相談	14
(6)	育成相談	15
2	一時保護業務	16
3	援助の内容等対応状況	17
4	社会的養護の充実	17
5	里親委託の推進	19
6	市町村支援業務	21
7	療育手帳判定及び情報提供等交付	22
8	知的障害者更生相談所業務	22
9	家庭支援相談等業務	22
10	各種事業	
	《中央児童相談所》	
(1)	児童養護施設職員等との研修会等	23
(2)	職員の専門性の確保	23
(3)	児童相談所の法的対応力の強化	23
(4)	講演及び教育活動	24
	《幡多児童相談所》	
(1)	職員の専門性の確保	24
(2)	関係機関連携	24
◆	統計資料	26
◆	資料	
	子ども虐待とは	48
	子ども虐待の要因	49
	子ども虐待の程度と対応	50
	児童相談所の役割と市町村との連携	51
	児童相談所管内面積及び人口	52
	要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	53
	市町村こども家庭センター一覧	54
	市町村子ども家庭相談担当部署一覧	55
	施設一覧	56

第1 児童相談所の概要

1 沿革

昭和 22.12.12	児童福祉法（以下「法」という。）が制定され、昭和 23.1.1 から施行された。
23. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され、県内全域を管轄区域とし、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の措置権限が所長に委任され、本庁児童課内で業務を開始した。
23. 4. 1	高知市愛宕町の県立盲ろう学校の跡を譲り受け、本庁から移転し、一時保護所も同所に開設した。
27. 3.18	高知県立児童相談所設置条例、同規則が公布され（従前のものは廃止）、中央及び幡多の 2 児童相談所に分かれた。
27. 7. 1	中村市沖の前に幡多児童相談所の庁舎が完成し、幡多地区（幡多郡・中村市・宿毛市・土佐清水市）を所轄して業務を開始した。
28. 8. 1	法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による「児童福祉施設等に措置する」権限が所長に委任された。
30.6.15	中央児童相談所の庁舎が改築された。
33. 3. 1	中央児童相談所の一時保護所が改築された。
37. 4. 1	中央児童相談所が B 級相談所に指定され、総務・業務の 2 課制となる。
38. 8.13	幡多児童相談所が中村市具同に庁舎を移転した。
43. 9. 1	法第 56 条第 1 項の規定による「本人又は扶養義務者から徴収する費用の額を設定する」権限が所長に委任された。
44. 3.22	法第 27 条第 2 項の規定による「国立療養所に治療を委託する」権限が所長に委任された。
46. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例及び高知県行政組織規則の一部が改正され、幡多郡のうち大正町及び十和村が幡多児童相談所から中央児童相談所に移管された。
55.11. 1	高知市大津に中央児童相談所が新築、移転した。
平成 7. 4. 1	幡多児童相談所の一時保護所を中央児童相談所に統合した。
11. 4. 1	中央児童相談所の障害児部門が療育福祉センターに移管された。 中央児童相談所に医務主任として医師（小児科）1 名配置された。
12. 3.29	中央児童相談所に児童支援ホームを新設した。
18. 4. 1	中央児童相談所が企画調整課・こども支援課・相談課の 3 課制となり、また児童相談連携支援センターを設置した。
20. 4. 1	中央児童相談所の児童相談連携支援センターが廃止となり、相談課を 3 班から 4 班体制に改編した。 また、医務主任を廃止した。
21. 4. 1	中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置した。
22. 4. 1	高知県立児童相談所設置条例及び高知県行政組織規則の一部が改正され、高知県中央児童相談所・高知県幡多児童相談所に名称が変更された。また、高岡郡の四万十町を中央児童相談所から幡多児童相談所へ移管した。 中央児童相談所は班長制からチーフ制となり、相談課に里親支援担当チーフを設置、児童虐待対応チームにチーフ設置と増員強化し改編した。
23. 3. 10	庁舎老朽化のため幡多児童相談所を改築した。
23. 4. 1	中央児童相談所の相談課内に非行相談専任担当を設置した。
24. 4. 1	幡多児童相談所の事務の見直しにより事務職員 1 名を非常勤職員 1 名に換え、幡多福祉保健所が総務事務を兼務することとなった。
25. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応チームに初期対応担当と家族支援担当の各チーフが配置された。

26. 4. 1	中央児童相談所の福祉専門職の次長職を新たに設置し、次長 2 人体制とした。相談課を地域相談課に、児童虐待対応チームを児童虐待対応課にそれぞれ名称変更した。 併せて、こども支援課のこころサポート担当を地域相談課に編入し、心理支援担当と名称変更するとともに、こども支援課の保護担当を児童虐待対応課に編入し、3 課 1 チーム体制を 3 課体制に改編した。
27. 4. 1	中央児童相談所の児童虐待対応課の初期対応担当チーフを第一と第二の 2 人体制とした。 中央児童相談所に市町村を支援する市町村支援専門監を配置した。
27.12.7	精神疾患に関して医学的な知見や助言等が得られる体制整備のため、精神保健福祉センター所長を中央及び幡多児童相談所の副参事として兼務配置した。
28. 4. 1	中央児童相談所の企画調整課のチーフを 2 人体制とし、市町村支援担当を配置した。 福祉専門職の次長職を廃止した。 幡多児童相談所の児童心理司の体制強化を図るため、療育福祉センター及び中央児童相談所の児童心理司を兼務職員として配置した。
29. 4. 1	中央児童相談所の非行相談専任担当を廃止した。
31. 1.21	療育福祉センター（高知市若草町）と合築し、中央児童相談所を移転した。 児童支援ホームを廃止した。
31. 4. 1	障害児部門が療育福祉センターから中央児童相談所に移管された。 中央児童相談所の次長職（事務）を副所長職とし、3 課体制から 5 部体制とした。児童虐待対応課からは保護担当が独立、家族支援担当を地域相談部へ移管し、地域相談課からは心理支援担当が独立した。 企画調整部（総務担当・市町村支援担当）、保護部（保護担当）、地域相談部（相談第一担当・第二担当・第三担当・第四担当）、初期対応部（初期対応第一担当・第二担当）、心理支援部（心理支援第一担当・第二担当）。 幡多児童相談所の児童心理司の兼務を、中央児童相談所の心理支援部の部長及びチーフのみに改めた。 法改正に伴い、中央児童相談所の保健師を幡多児童相談所の兼務職員として配置した。
令和 2. 4. 1	中央児童相談所に虐待防止対策監を配置した。 中央児童相談所の保護部を 2 担当制とし、保護第一担当・保護第二担当を設置した。 地域相談部を地域養育支援部とし、在宅ケースを担当する地域支援第一担当・第二担当と施設措置・里親措置委託ケースを担当する養育支援第一担当・第二担当に分け、職務を明確にし効率的、計画的に業務を行えるようにした。 市町村支援専門監を廃止した。 幡多児童相談所に、機構改革により新たに中央児童相談所に配置された警察官 2 名を兼務職員とする とともに、市町村支援を行う児童福祉司 2 名、里親支援を行う児童福祉司 2 名を兼務職員として配置した。
3. 4. 1	中央児童相談所の地域養育支援部を在宅ケースを担当する地域支援部、施設入所・里親委託ケースを担当する養育支援部に分け、5 部体制から 6 部体制に改編した。
7. 4. 1	中央児童相談所の養育支援部長のチーフ職兼務を解消し、養育支援第二担当チーフを配置した。
8. 4. 1	中央児童相談所の保護部長のチーフ職兼務を解消し、保護第一担当チーフを配置した。

2 所在地及び管轄区域

令和 8 年 4 月 1 日現在

	所 在 地	TEL・FAX	管轄区域
中央	〒780-8081 高知市若草町 10-5	TEL 088-821-6700 (療育手帳 844-0035) FAX 088-821-9005	高知市・室戸市・安芸市・香南市・香美市 南国市・土佐市・須崎市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町 いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・中土佐町 津野町・梶原町・北川村・馬路村・芸西村 大川村・日高村 《8市14町5村》
幡多	〒787-0050 四万十市渡川 1 丁目 6-21	TEL 0880-37-3159 FAX 0880-37-3205	四万十市・宿毛市・土佐清水市・四万十町 黒潮町・大月町・三原村 《3市3町1村》

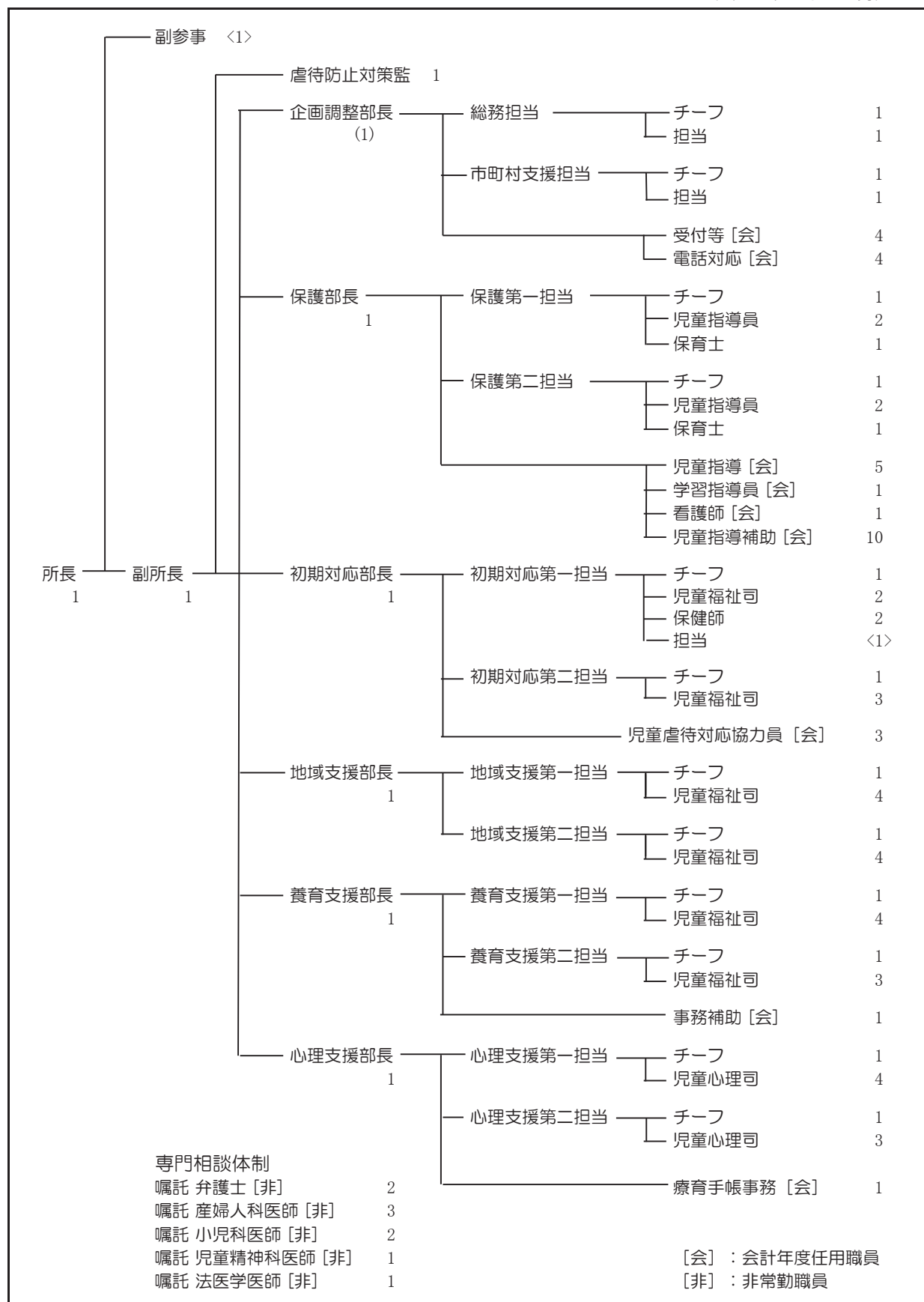
《 管轄区域図 》



3 組織と職員構成及び職員配置状況

○ 中央児童相談所／組織と職員構成

令和 8年 4月 1日現在



()は事務所の兼務職員、< >は他機関の兼務職員

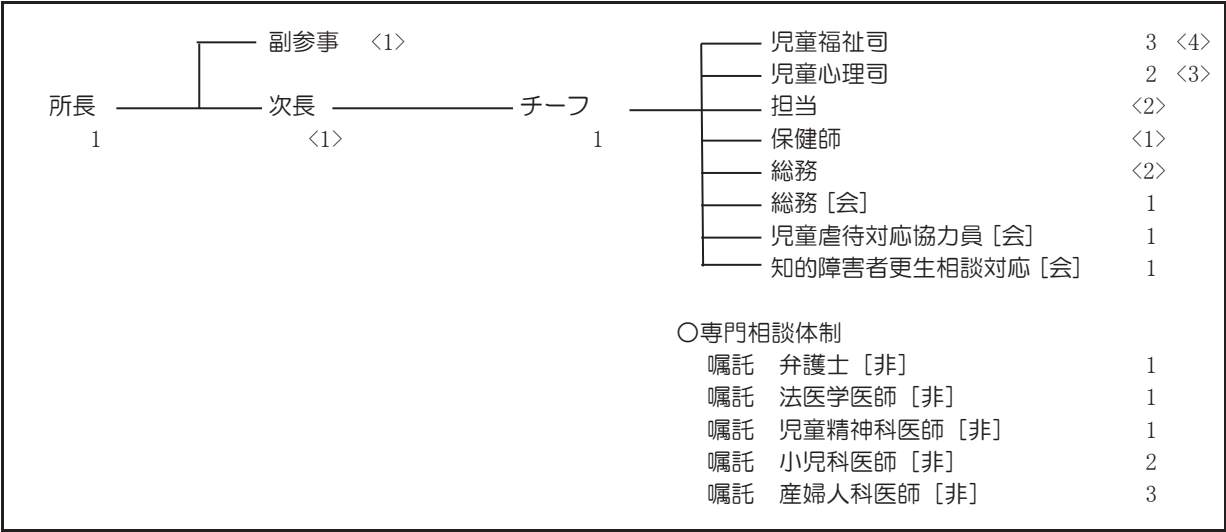
○ 中央児童相談所／職員配置状況

令和 8 年 4 月 1 日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計	職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1	地域支援部			
副参事	兼務<1>		兼務<1>	地域支援部長	1		1
副所長	1		1	地域支援第一担当チーフ	1		1
虐待防止対策監	1		1	児童福祉司	4		4
企画調整部				地域支援第二担当チーフ	1		1
企画調整部長	兼務(1)		兼務(1)	児童福祉司	4		4
総務担当チーフ	1		1	養育支援部			
担当	1		1	養育支援部長	1		1
市町村支援担当チーフ	1		1	養育支援第一担当チーフ	1		1
担当	1		1	児童福祉司	4		4
受付等		4	4	養育支援第二担当チーフ	1		1
電話対応		4	4	児童福祉司	3		3
保護部				事務補助		1	1
保護部長	1		1	心理支援部			
保護第一担当チーフ	1		1	心理支援部長	1		1
児童指導員	2		2	心理支援第一担当チーフ	1		1
保育士	1		1	児童心理司	4		4
保護第二担当チーフ	1		1	心理支援第二担当チーフ	1		1
児童指導員	2		2	児童心理司	3		3
保育士	1		1	療育手帳事務		1	1
児童指導		5	5	嘱託 弁護士		2	2
学習指導員		1	1	嘱託 産婦人科医師		3	3
看護師		1	1	嘱託 小児科医師		2	2
児童指導員補助		10	10	嘱託 児童精神科医師		1	1
初期対応部				嘱託 法医学医師		1	1
初期対応部長	1		1	合 計	57 (うち兼務1) 兼務<2>	39	96 (うち兼務1) 兼務<2>
初期対応第一担当チーフ	1		1				
児童福祉司	2		2				
保健師	2		2	()は事務所の兼務職員、< > は他機関の兼務職員			
担当	兼務<1>		兼務<1>				
初期対応第二担当チーフ	1		1				
児童福祉司	3		3				
児童虐待対応協力員		3	3				

○ 幡多児童相談所／組織・職員構成

令和 8年 4月 1日現在



< >は、他機関の兼務職員

○ 幡多児童相談所／職員配置状況

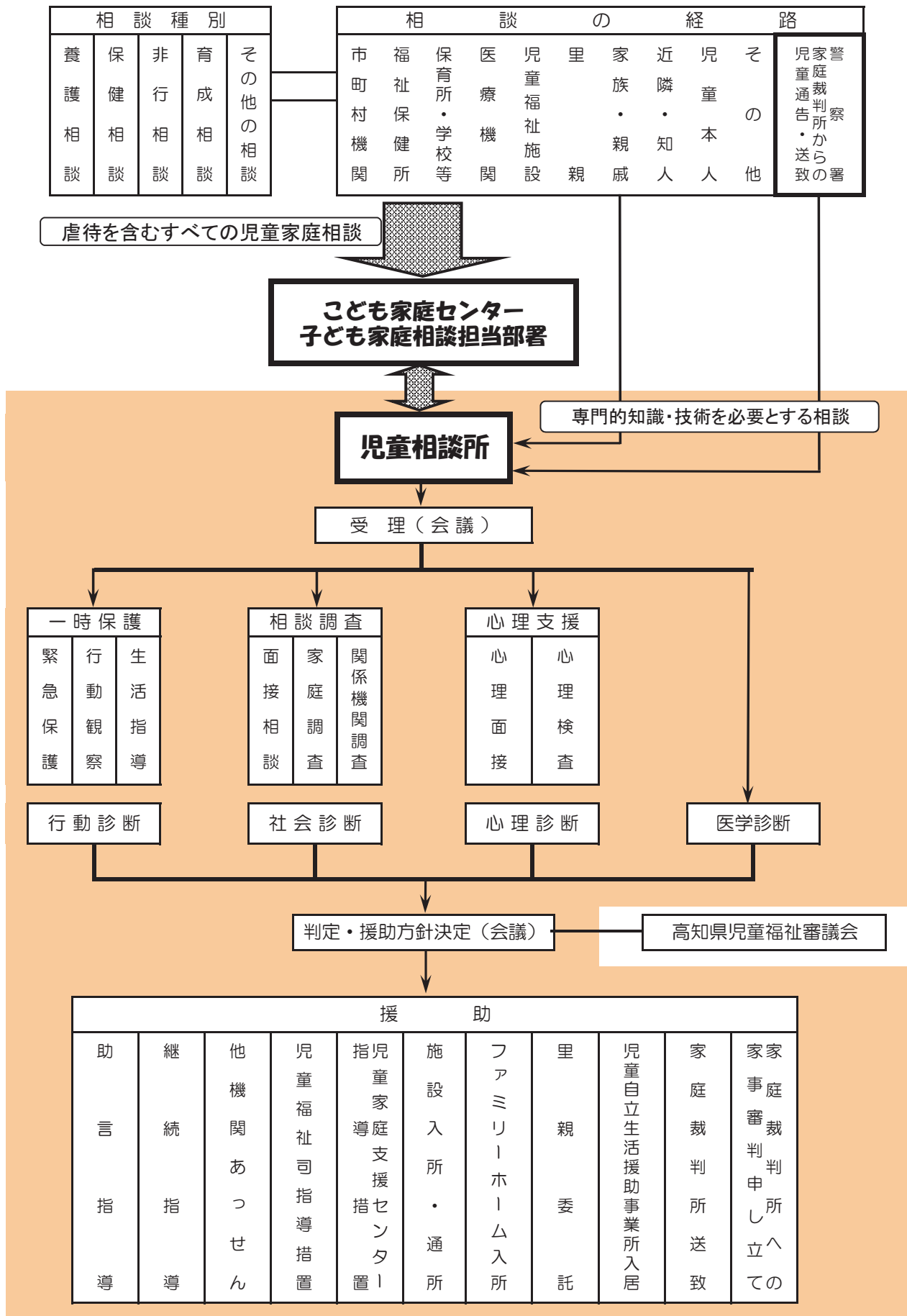
令和 8年 4月 1日現在

職 名 ・ 職 務	常勤	会計年度 任用職員 等	計
所長	1		1
副参事	兼務 <1>		兼務 <1>
次長	兼務 <1>		兼務 <1>
チーフ	1		1
児童福祉司	3 兼務 <4>		3 兼務 <4>
児童心理司	2 兼務 <3>		2 兼務 <3>
担当	兼務 <2>		兼務 <2>
保健師	兼務 <1>		兼務 <1>
総務	兼務 <2>	1	1 兼務 <2>
児童虐待対応協力員		1	1
知的障害者更生相談対応		1	1
嘱託 弁護士		1	1
嘱託 法医学医師		1	1
嘱託 児童精神科医師		1	1
嘱託 小児科医師		2	2
嘱託 産婦人科医師		3	3
合 計	7 兼務 <14>	11	18 兼務 <14>

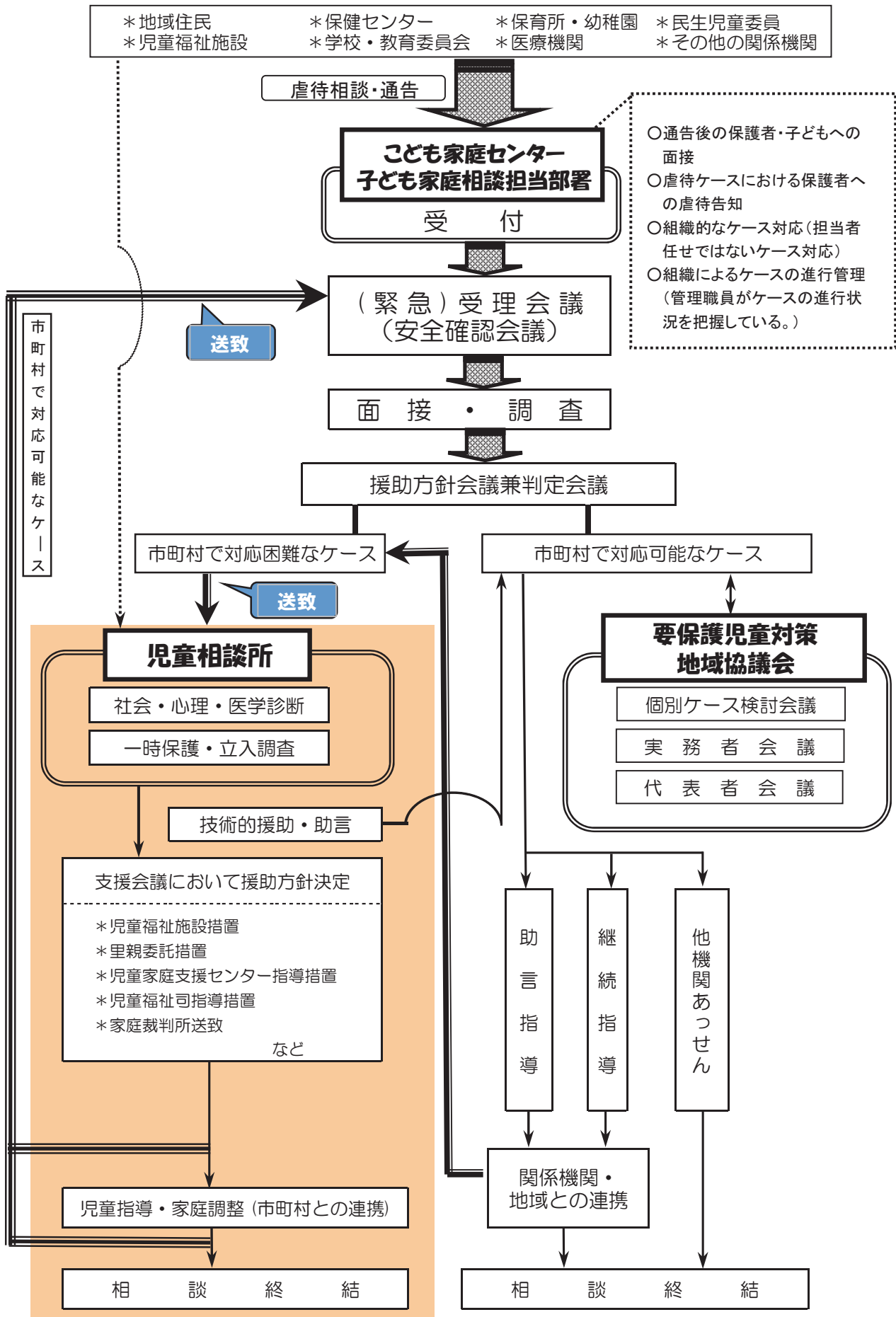
4 相談の種類及び主な内容

相 談 種 別		内 容
養護相談	児 童 虐 待 相 談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに関する相談
	そ の 他 の 相 談	養育困難（保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等）、迷子、親権を喪失・停止した親の子、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害のある子ども等に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害のある子どもに関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
	そ の 他 の 障 害 相 談	上記以外の障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと史料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校・保育園・幼稚園に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

5 高知県の児童相談及び児童相談所内の相談対応フロー図



6 高知県における児童虐待相談・通告対応のフロー図



第2 業務・事業の実施状況

1 相談業務

令和7年度の児童相談所の相談受付総数は1,595件で、対前年度比117件の減少となっている。

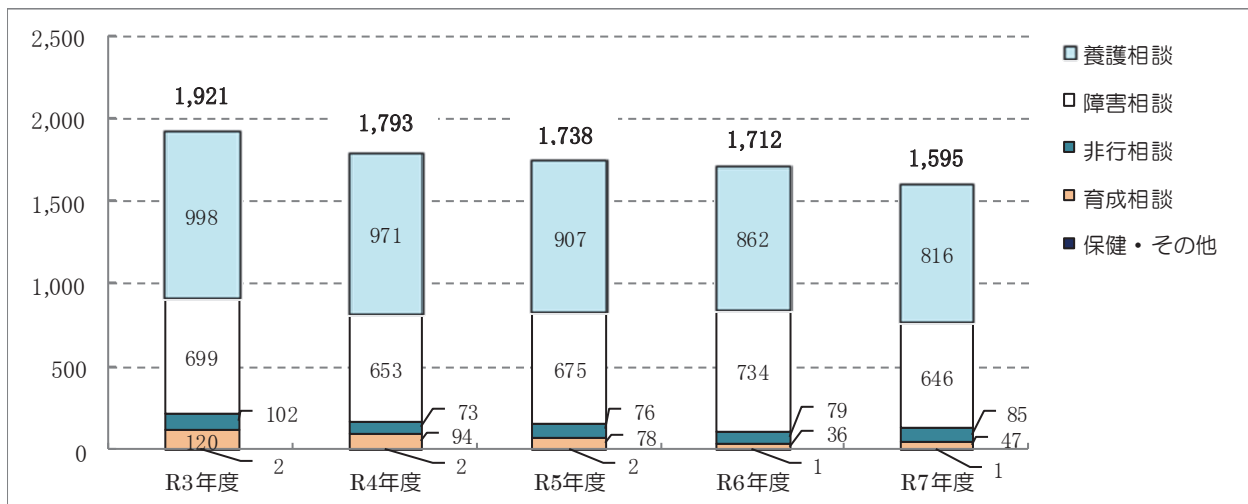
相談種類別で見ると、養護相談は対前年度比で46件減少し、816件となった。障害相談は88件減少し646件、非行相談は6件増加し85件、育成相談は11件増加し47件となっている。

また、中央と幡多を比較すると、中央は、幡多に比べ養護相談が3.7ポイント、障害相談が5.3ポイント、非行相談が3.1ポイント高く、幡多は中央に比べ育成相談が12.2ポイント高くなっている。

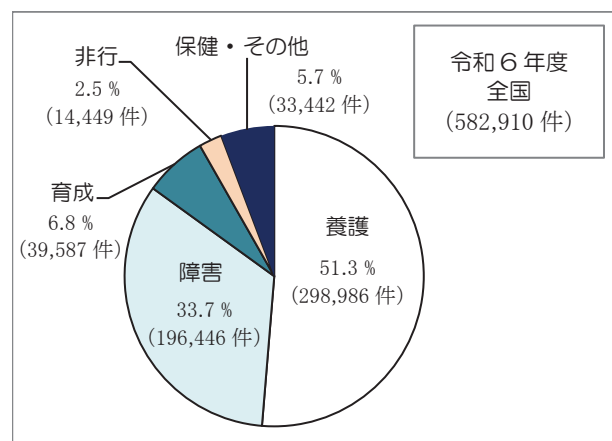
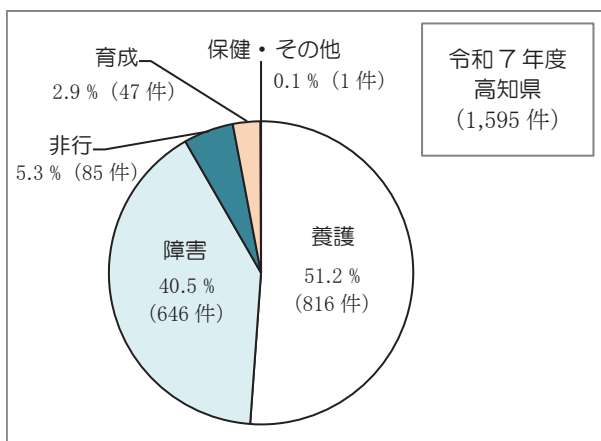
相談経路別受付状況では、市町村機関からが493件で最も多く、以下家族・親戚413件、警察354件、近隣・知人83件と続く。

(1) 全体の状況

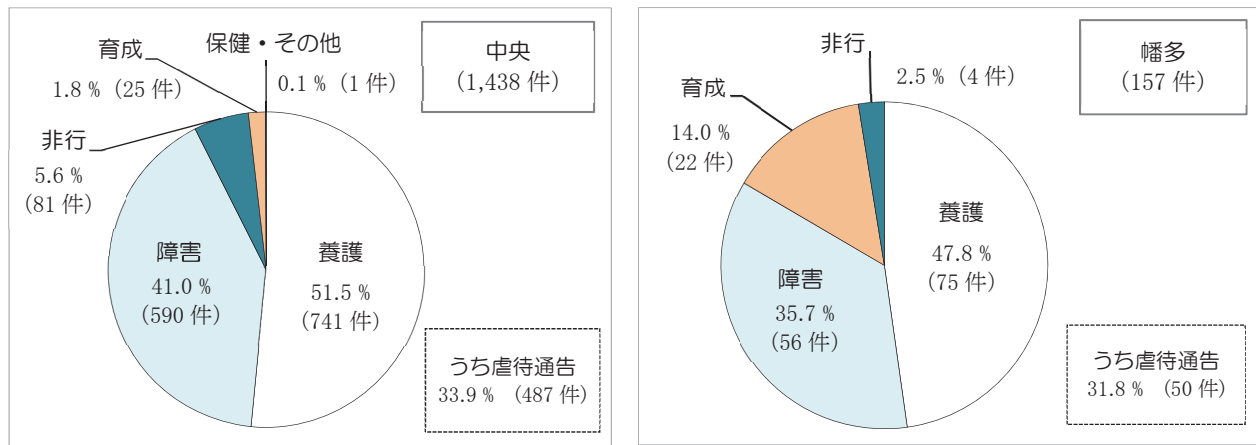
① 相談種類別受付状況



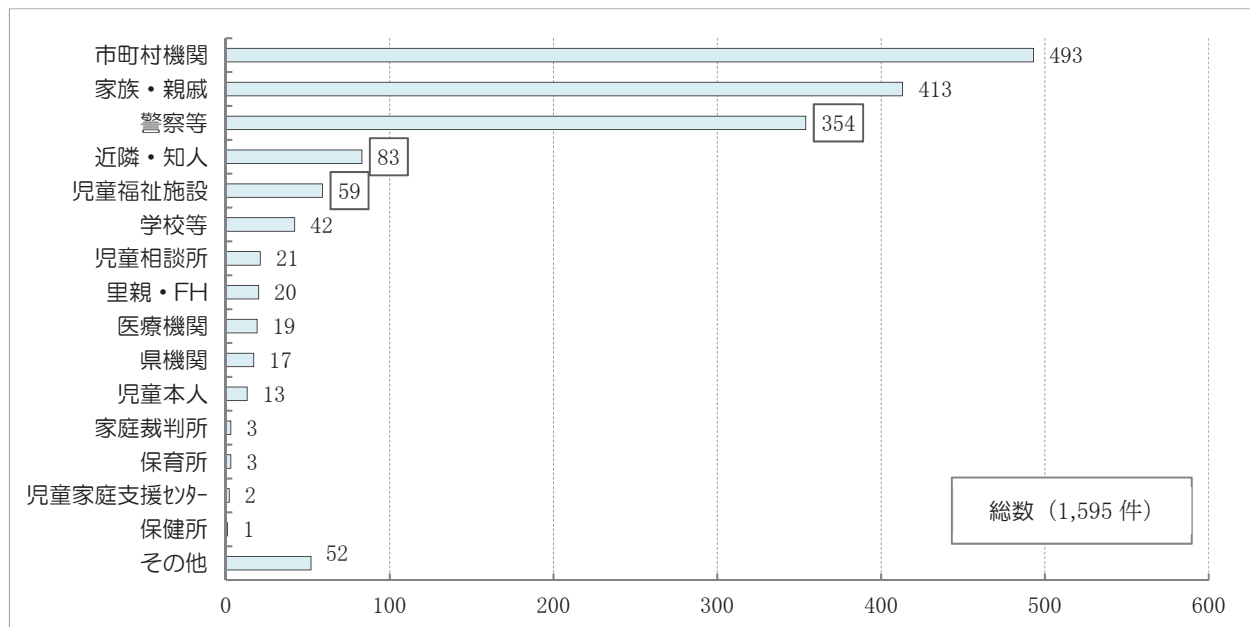
② 全国との比較



③ 児童相談所別、相談種類別受付状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は、匿名や放課後デイサービス事業所、きょうだいケースなど

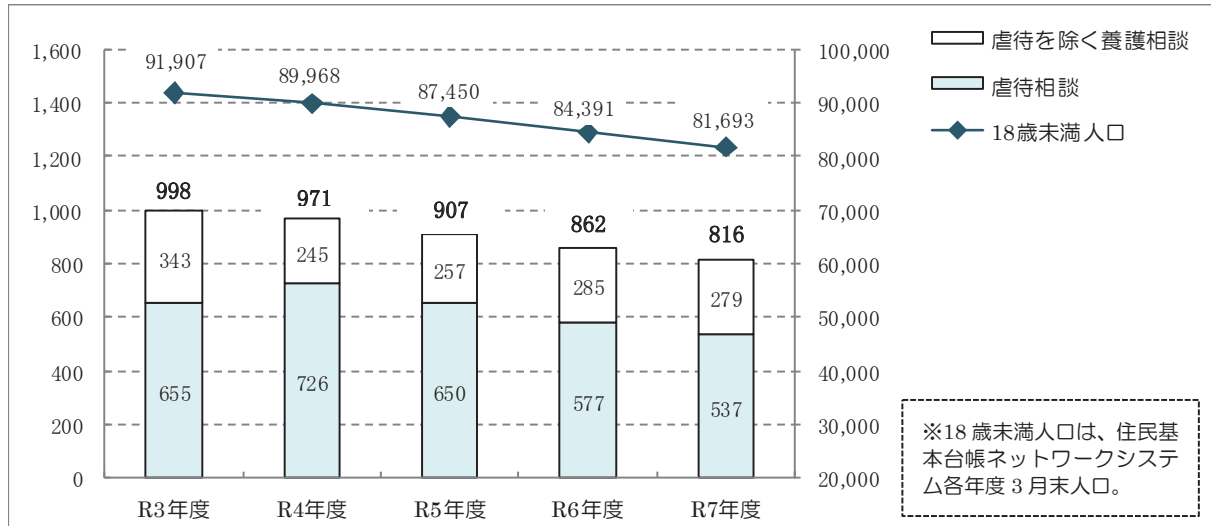
(2) 養護相談

児童福祉法の対象である18歳未満の子ども人口は年々減少しており、高知県では令和3年度に91,907人であったが、令和7年度には81,693人となり、4年間で10,214人の減少となっている。

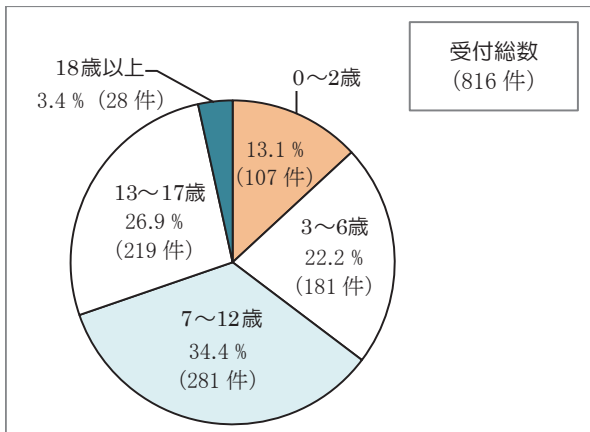
18歳未満の子ども人口が減少するなか、養護相談件数も減少しており、令和7年度は対前年度比で46件減少し816件となっている。また、虐待相談についても対前年度比40件減少し、537件となっている。

年齢別に見てみると、0歳から12歳までの子どもの割合は69.7%（前年度比2.3ポイント減）であり、若い子どもの割合が高い傾向は継続している。また、13歳以上18歳未満の子どもの割合は30.3%（対前年度比2.8ポイント増）と増加している。

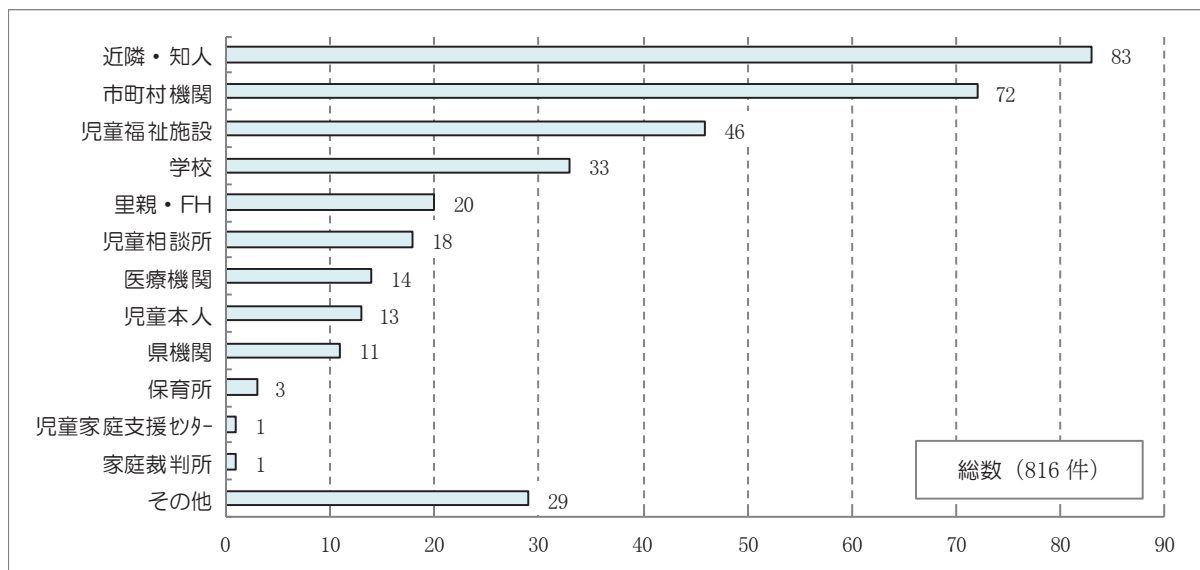
① 子ども人口と養護相談受付件数の推移



② 子どもの年齢別状況



④ 相談経路別受付状況



※その他は匿名や放課後デイサービス事業所、きょうだいケースなど。

(3) 児童虐待相談

全国の児童相談所が令和 6 年度に対応した児童虐待対応件数は 223,691 件で、前年度と比較して 1,818 件減少している。

本県での令和 7 年度の児童虐待相談受理件数は 537 件で、前年度と比較すると 40 件減少している。

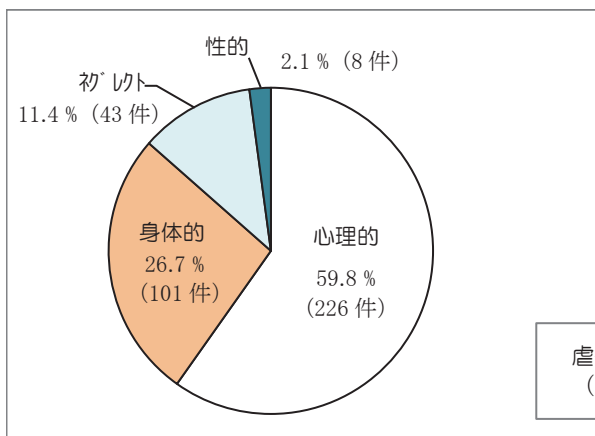
537 件のうち中央児童相談所で受理した件数は 487 件（対前年度比 33 件減）、幡多児童相談所では 50 件（対前年度比 7 件減）となっている。養護相談における児童虐待相談受理件数の占める割合は高く、中央では養護相談 741 件のうち虐待通告が 487 件で 65.7%を占め、幡多では養護相談 75 件のうち虐待通告が 50 件で 66.7%を占めている。

また、相談を受理し調査・判定後児童虐待相談として認定対応した件数は、378 件（中央 344 件、幡多 34 件）で対前年度比で 42 件減少している。

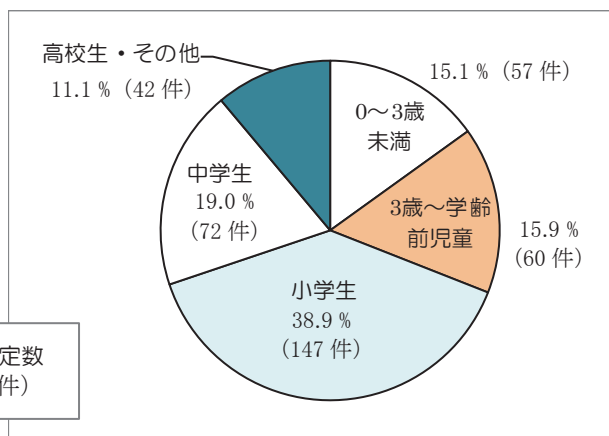
虐待種類別に割合を見ると、心理的虐待がもっとも高く 59.8%、次いで、身体的虐待 26.7%、ネグレクト 11.4%、性的虐待 2.1%となっている。

相談経路別状況では、警察からの通告が 267 件と最も多く、次いで、近隣・知人 84 件、家族・親戚 69 件、市町村機関 28 件となっている。

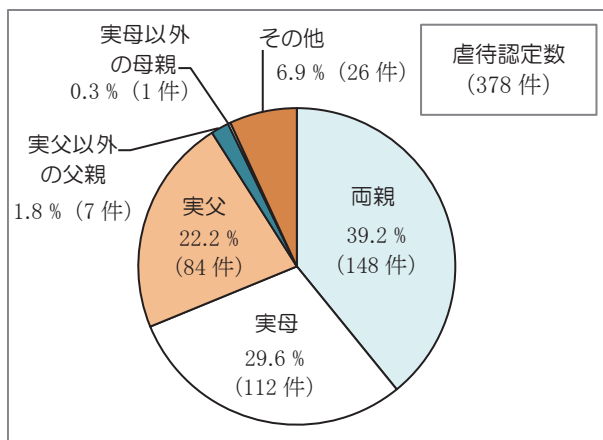
① 虐待の種類別構成比



② 被虐待児の年齢構成比



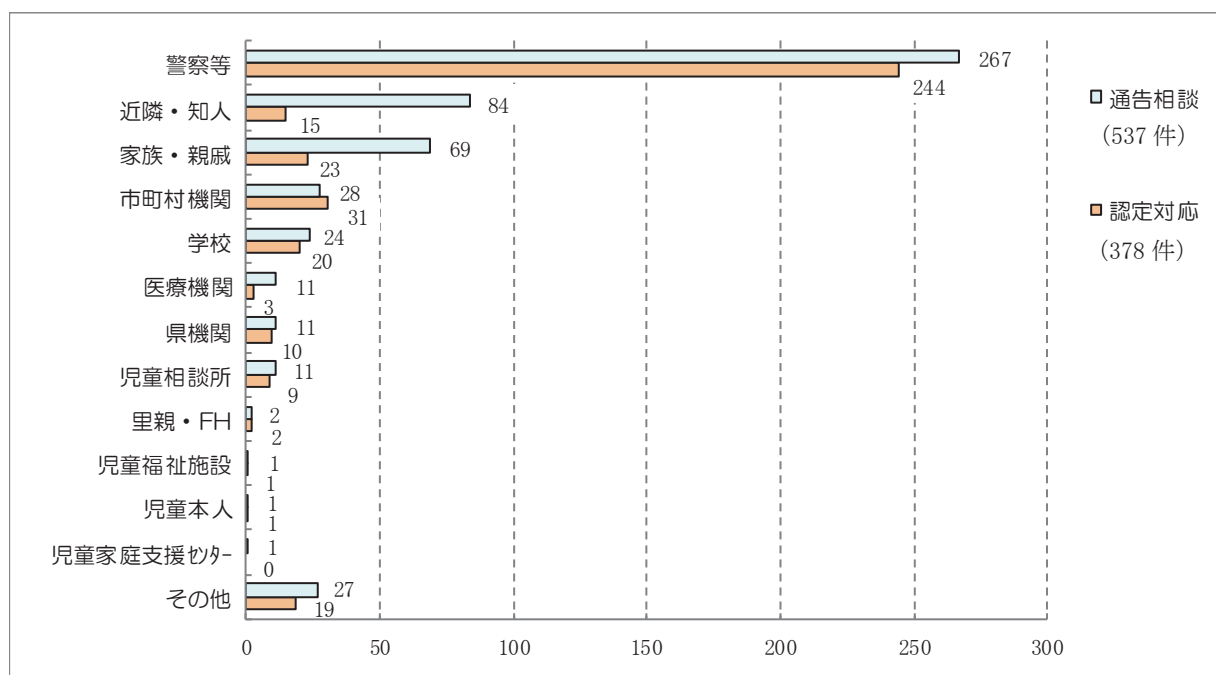
③ 主たる虐待者の構成比



※両親は、養継父母を含む。

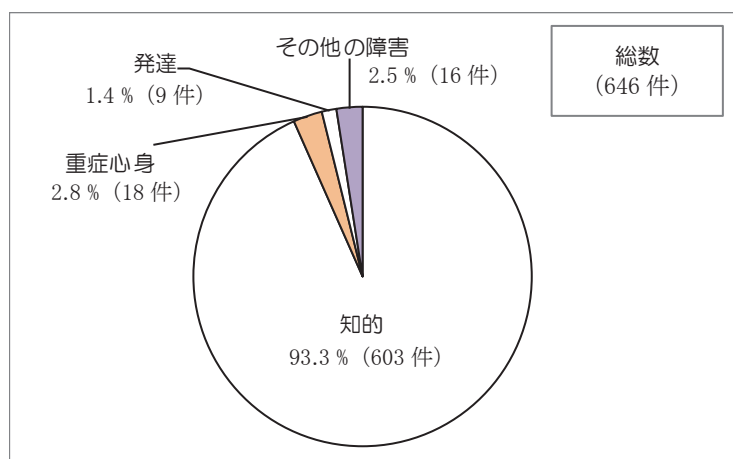
※その他は、実母とパートナー（12 件）、祖父、祖母（各 3 件）、実父とパートナー、実母と祖母、祖父母、実母のパートナー（各 2 件）

④ 相談経路別状況



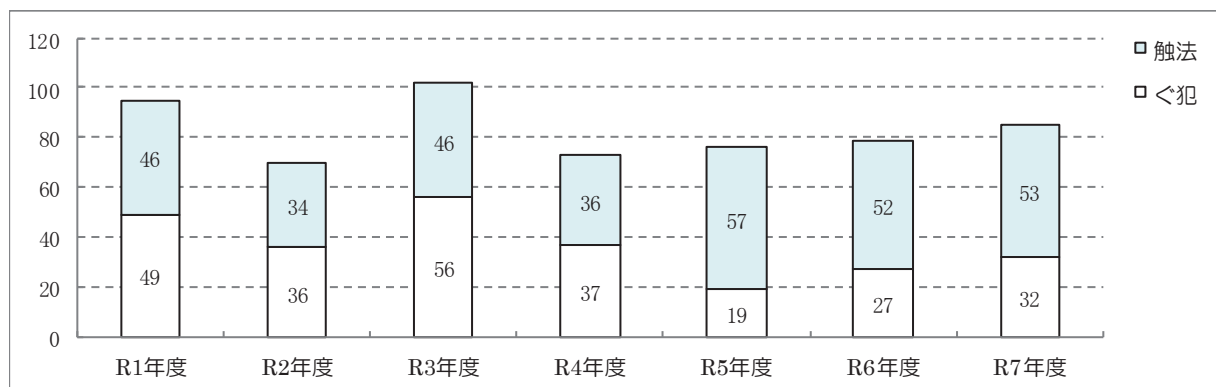
(4) 障害相談

相談種類別受付状況

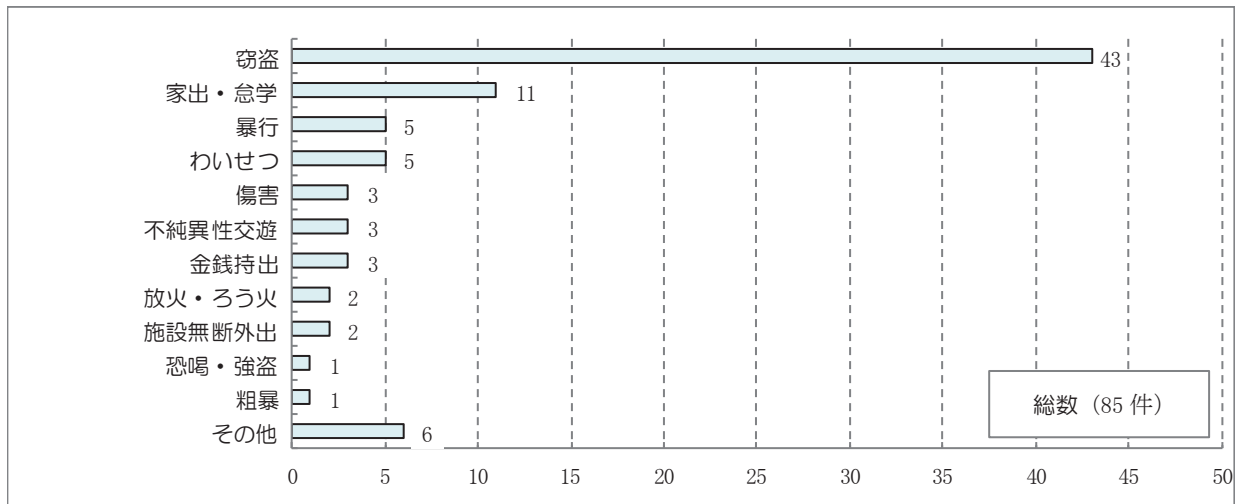


(5) 非行相談

① 相談件数の推移（ぐ犯行為等相談と触法行為等相談）

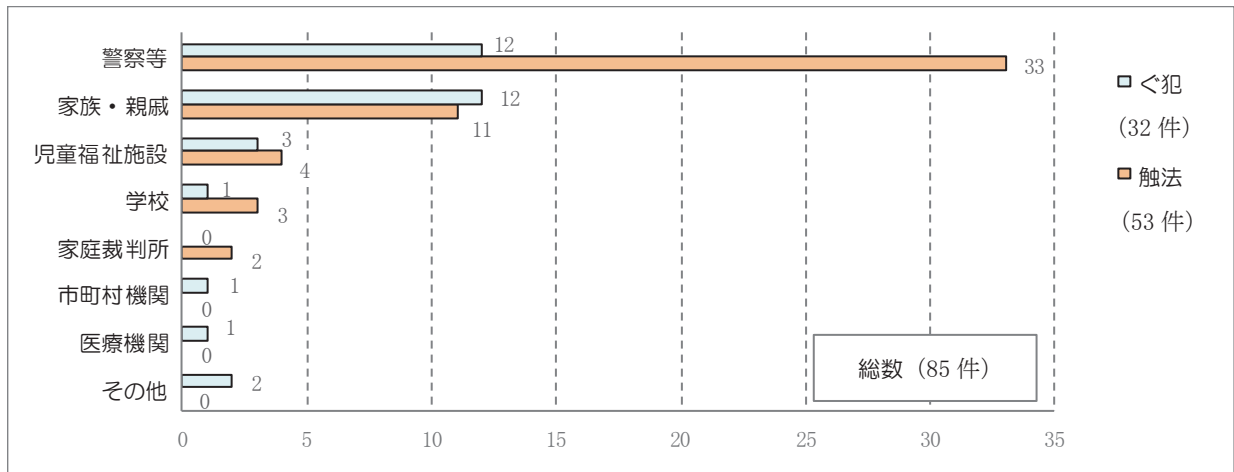


② 主訴（行為）別件数



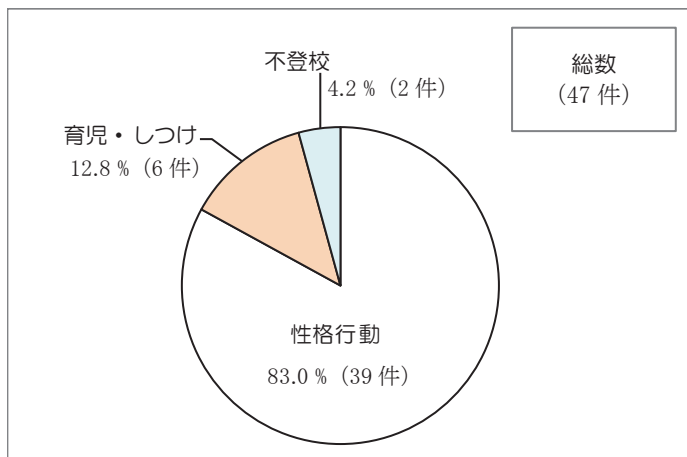
※その他は、情報提供（2 件）、窃盗と不法侵入、不同意性交、刃物所持、心理療法対象認定（各 1 件）

③ 相談経路別受付状況



（6）育成相談

相談種類別受付状況



2 一時保護業務

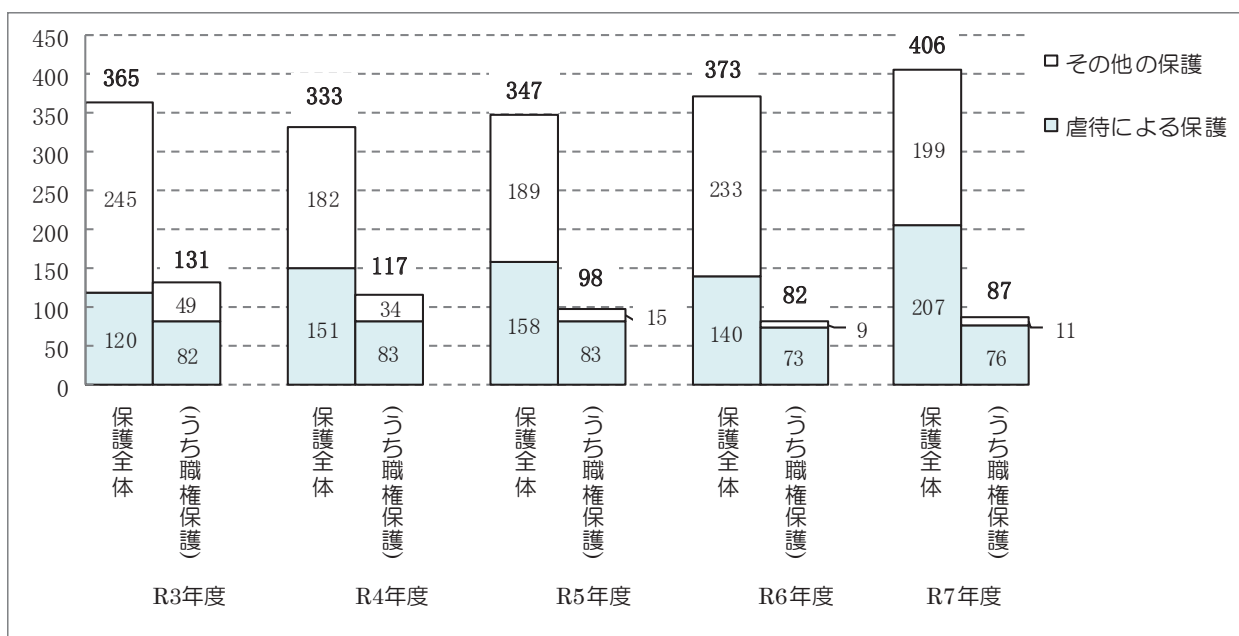
子どもの安全確保や適切かつ具体的な援助方針を決定するため、緊急保護とアセスメントを目的に一時保護所での一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を行っている。

令和7年度は、一時保護所で185人の子どもを延べ276回、7,960日保護した。平均保護日数は対前年度比で2.7日増の28.8日、一日平均在籍人員は4.6人増の21.8人となった。

また、乳児院や児童養護施設、里親等に81人の子どもを延べ156回、2,451日一時保護委託した。平均保護日数は、対前年度比で3.0日減の15.7日、一日平均在籍人員は0.9人減の6.7人となった。

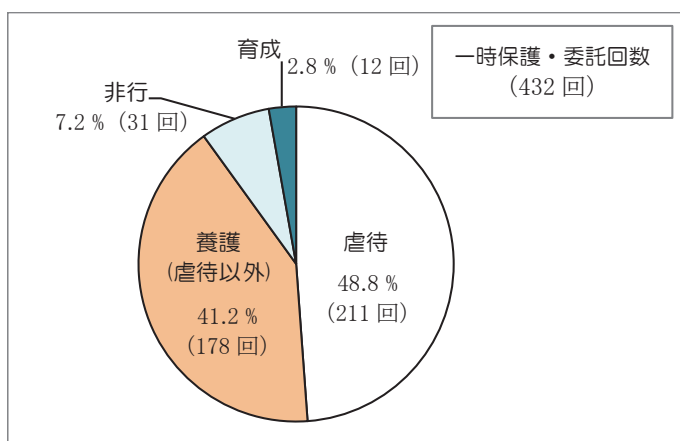
一時保護解除後は、帰宅が223件（65.2%）、施設入所が50件（14.6%）、里親委託が6件（1.8%）、他機関移送が2件（0.6%）、次年度への継続保護が20件（5.8%）となっている。その他は、在籍施設・里親に戻ったもの、自立援助ホームへの入所などがある。

（１）虐待による一時保護と職権保護状況の推移



※年度内に一時保護を開始した件数

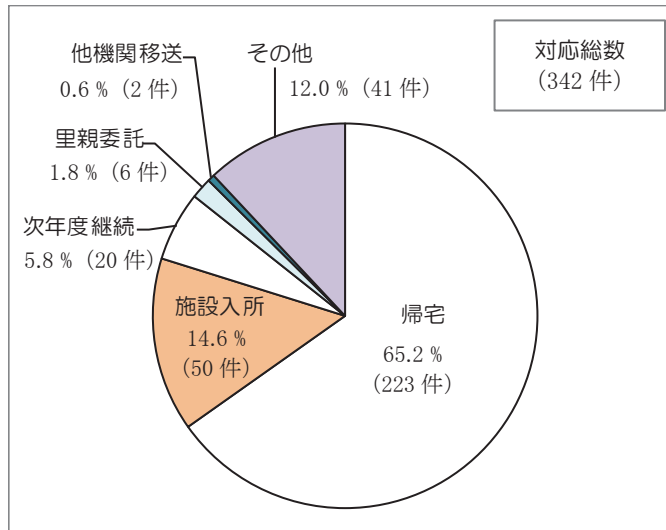
（２）一時保護児童の相談種類別構成比



※回数：一時保護決定後、一時保護形態を変更（保護所から施設等へ委託など）した延べ数。

※前年度からの継続保護（26 件）を含む。

(3) 一時保護後の援助状況



※その他は、在籍施設等へ戻ったもの及び自立援助ホーム入所など。
※前年度継続保護分を含む。

3 援助の内容等対応状況

中央・幡多児童相談所で受け付けた相談ケース（前年度から繰越し分 26 件、本年度受付分 1,595 件）については、専門的な調査や診断、判定を行い、所内支援会議によって具体的な援助方針を決定した。

そのうち、面接指導を行ったものが対前年度比 27 件減の 1,193 件（中央 1,063 件・幡多 130 件）、児童福祉司指導をしたものが対前年度比 16 件減の 39 件（中央 35 件・幡多 4 件）、児童家庭支援センター指導・指導委託したものが 3 件増の 15 件（中央 15 件）、市町村に送致したものが対前年度比 21 件減の 15 件（中央 13 件・幡多 2 件）、児童福祉施設に措置したものが対前年度比 12 件増の 62 件（中央 54 件・幡多 8 件）、里親等委託したものが対前年度比 22 件減の 15 件（中央 13 件・幡多 2 件）であった。

4 社会的養護の充実

「高知県社会的養育推進計画（後期）」では、子どもたちが夢や希望をもって成長できる社会の実現に向け、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を念頭に置いたケースマネジメントに努めている。

(1) 高知県全体の社会的養護の状況

令和 8 年 4 月 1 日時点での社会的養護の状況は、下表のとおりである。

代替養育が必要な子どもの数（里子数＋乳児院措置児童数＋児童養護施設措置児童数）は 352 名、里親委託率は 33.2%（中央 32.3%、幡多 42.4%）となっている。

◆里親登録・委託児童数・里親委託率の推移（高知県全体）

	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
里親登録数（組）	65	72	78	90	97	118	133	155	180	189
里親委託児童数	59	64	69	75	74	91	104	114	123	117
里親委託率	15.0	17.2	19.0	20.3	20.5	24.8	28.8	30.4	34.5	33.3

※各年度 3 月 31 日現在

(2) 措置児童との面接

年度当初に全ての子どもと面接し、生活状況や家族との交流状況、家庭引き取りや卒業後の進路等の意向について確認している。

また、小学1年生以上の子どもには「子どもの権利ノート」を用いて、意見聴取等措置として子どもたちの意見・意向の把握を行っている。

	中央措置児童数	幡多措置児童数	県全体措置数
乳児院	12 名	0 名	12 名
児童養護施設	204 名	19 名	223 名
児童自立支援施設	14 名	1 名	15 名
児童心理治療施設	11 名	2 名	13 名
里親・ファミリーホーム	103 名	14 名	117 名
障害児入所施設（福祉型）	9 名	3 名	12 名
障害児入所施設（医療型）	6 名	0 名	6 名

令和8年4月1日現在（県外施設措置含む）

(3) サポートケアの実施

児童福祉施設及び里親等に措置している子どもの状況把握や進路確認及び施設等が作成する自立支援計画を共有するため、施設や里親家庭・ファミリーホームを訪問し、子どもや職員等と面談した。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
乳児院	4～3 月	3 回	12 名
児童養護施設	6、7 月	2～3 回	223 名
	10～12 月		
	2、3 月		
児童心理治療施設	6、12、3 月	2～3 回	13 名
里親・ファミリーホーム	5～3 月	1～2 回	117 名
障害児入所施設（福祉型）	7～9 月	2 回	12 名
	2、3 月		

(4) 障害児入所施設（福祉型）の移行サポートケアの実施

障害児入所施設（福祉型）に入所している子どもが、18歳を迎えた後に障害者福祉サービスをスムーズに受けられるよう、高校生年齢を対象に、施設や市町村と協議を行った。

実施先	実施期間	回数	対象児童数
障害児入所施設（福祉型）	8、2 月	2 回	措置児童：8 月 3 名、11 月 1 名 契約児童：8 月 8 名、2 月 8 名

5 里親委託の推進

里親の委託数を増やし家庭養育を進めることに加えて、里親のチーム養育の推進を目指しており、中央及び幡多児童相談所は、里親支援センター結いの実や里親支援専門相談員と協働しながら取り組んでいる。

（１）里親プロジェクトへの参加

里親支援や里親委託推進に係る取組の評価・見直しを行う目的で実施しており、現状や課題を踏まえて高知県の取組の方向性や方法を協議した。

令和７年度は２ヶ月毎に開催し、養育里親向けのセルフチェックシートの作成を行った。

（２）里親全体ミーティング

里親プロジェクトと連動させる形で、里親支援者全体での情報共有・協議・学習の機会として、月１回実施した。

（３）里親支援会議

令和７年度から不調予防を目的に月１回、①里親のマッチングケース、②里親委託後、１ヶ月が経過したケース、③支援に困っているケース、④里親の意向訪問調査後、家庭状況の変化や課題等共有が必要なケースについて、支援の方向性や役割分担等を協議した。

（４）里親支援者合同学習会

里親のチーム養育を進める上で、里親を支援する役割を有する機関が共に学び、検討する機会として設定している。

①児童相談所機能強化アドバイザーとの事例検討

②高知県里親支援学習会

開催日：令和７年１０月２３日

テーマ：「里親支援センター・フォスティング機関における里親養育に必要なソーシャルワーク」

講師：河野洋子氏（特定非営利活動法人 chields 代表理事）

参加者：里親支援関係機関職員 ２６名

③児童相談所職員学習会

開催日：令和７年１０月２４日

テーマ：「児童相談所における里親養育に必要なソーシャルワーク」

講師：河野洋子氏（特定非営利活動法人 chields 代表理事）

参加者：児童相談所職員 ２９名

（５）里親委託等推進委員会への参加

里親及び里親支援機関が連携して、里親委託推進に関わる取組の検討や評価を行うことを目的とし、里親連合会理事会に引き続いて実施した。令和 7 年度は 3 月に実施。

（６）里親委託児童のサポートケア

児童を委託している里親宅を訪問し、委託児童や里親との面接を定期的実施。日頃の養育状況の確認を行うと共に、現状の課題や支援方針について確認協議した。

（７）レスパイト・ケア事業

レスパイト・ケアとは、里親及びファミリーホーム養育者が、一時的な休息等のための援助を必要とする場合に、他の里親・ファミリーホーム又は児童養護施設等を活用して、里子の養育を行うことである。

令和 7 年度は 19 組の里親が延べ 105 回利用した。

（８）里親登録者

①新規登録者：養育里親	8 組
養子縁組里親	4 組
親族里親	2 組
②登録消除者：養育里親	6 組（うち、1 組は養子縁組里親にも登録）
養子縁組里親	2 組（うち、1 組は養育里親にも登録）
親族里親	9 組

（９）里親連合会への支援

里親制度の普及啓発、里親相互の交流・連携について協働して取り組むほか、養育技術の向上や運営活性化のための支援を行った。

- ①四国地区里親研修会 開催日：令和 7 年 9 月 7 日
場 所：高知県立ふくし交流プラザ
参加者：121 名
- ②第 8 回里母のつどい in こうち
開催日：令和 8 年 2 月 21 日
場 所：オーテピア
参加者：52 名

6 市町村支援業務

虐待や非行などの未然防止や早期発見、早期解決を図るためには、地域の関係者が連携して取り組むことが重要であるため、全ての市町村の子ども家庭相談担当部署及び要保護児童対策地域協議会の運営に関して支援を行った。

(1) 市町村職員の知識、技術習得のための支援

市町村職員を対象に、子ども家庭相談担当職員として必要な実務に関する基礎的な知識及び実践的な技術の習得を目的に研修会を実施した。

研 修 会 名	「令和 7 年度市町村子ども家庭相談担当職員 市町村研修」 ※要対協調整担当者研修兼ねる
実施日・参加者数	(第 1 回)【全市町村対象】 R7.5.22 : 102 名 (第 2 回)【全市町村対象】 R7.5.28 : 74 名 (第 3 回)【東部】 R7.7.10 : 20 名 【西部】 R7.7.17 : 22 名 【幡多】 R7.7.24 : 14 名 (第 4 回)【全市町村対象】 R7.7.31 : 66 名 (第 5 回)【東部】 R7.9.4 : 20 名 【西部】 R7.9.11 : 15 名 【幡多】 R7.9.18 : 11 名 (第 6 回)【東部】 R7.10.9 : 13 名 【西部】 R7.10.16 : 20 名 【幡多】 R7.10.23 : 7 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員、母子保健担当部署職員、児童家庭支援センター職員、スクールソーシャルワーカー、県関係職員 等
研 修 会 名	「令和 7 年度市町村子ども家庭相談担当職員(合同研修)」
実施日・参加者数	R7.9.30 : 40 名、R7.11.14 : 37 名、R7.12.18 : 32 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員、母子保健担当部署職員、児童家庭支援センター職員、スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員 等
研 修 会 名	「令和 7 年度市町村子ども家庭相談担当職員管理職等(幹部職員)会」
実施日・参加者数	R7.6.25 : 43 名
対 象 者	要保護児童対策調整機関管理職等(幹部職員)
研 修 会 名	「令和 7 年度高知家子どもの虐待防止推進セミナー」
実施日・参加者数	R7.8.29 : 86 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員、母子保健担当部署職員、児童家庭支援センター職員、スクールソーシャルワーカー、県関係機関職員、児童相談所職員 等
研 修 会 名	「令和 7 年度市町村職員児童相談所実務研修」
実施日・参加者数	R7.9.1~R7.12.14 : 高知市 4 名
対 象 者	子ども家庭相談担当部署職員

(2) 市町村の子ども家庭相談業務への支援

市町村における子ども家庭相談担当部署の定例支援会議に参加し、会議運営、組織管理、支援プランを活用したケースワークの推進、リスク評価等について訪問し助言した。

12 市町村 延べ 24 回実施

7 療育手帳判定及び情報提供等交付

知的障害児が各種の福祉サービスを受けやすくするための療育手帳判定や情報提供に関する依頼に対応した。

	療育手帳判定		情報提供等	計
	新規	確認		
中央児相	170 件	157 件	146 件	473 件
幡多児相	19 件	18 件	47 件	84 件

8 知的障害者更生相談所業務

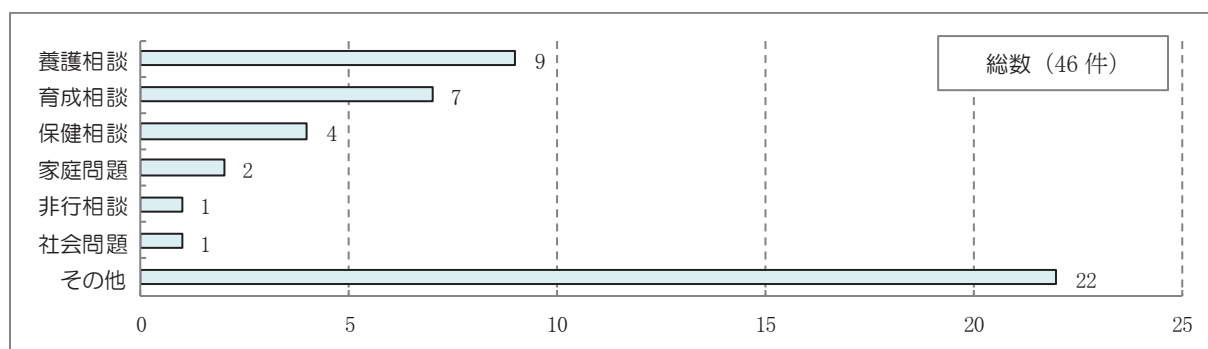
中央児童相談所職員 14 名、幡多児童相談所職員 3 名が療育福祉センター職員を兼務して、知的障害者福祉法第 12 条に基づく知的障害者更生相談所業務を行っており、知的障害者の療育手帳判定やその他の相談に対応した。

	療育手帳	情報提供依頼 (本人・家族・ 施設職員等)	情報提供依頼 (警察・職業 安定所等)	計 (延べ件数)
中央児相	146 件	101 件	42 件	289 件
幡多児相	28 件	22 件	8 件	58 件

9 家庭支援相談等業務

(1) 電話相談事業

平成 18 年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託し、年末年始を除く午前 9 時から午後 6 時まで、県民からの様々な相談に対応した。その他は、いたずら電話など。



（２） 休日・夜間における電話対応

平成 27 年度から、休日・夜間の電話に対応するため、電話対応専門の非常勤職員を配置し、相談体制の充実を図っている。

令和 7 年度、休日夜間に電話対応したもののうち、「虐待通告（相談）」が対前年度比 2 件減の 58 件（中央 50 件、幡多 8 件）、「子育て SOS 相談」が対前年度比 5 件増の 16 件（中央 15 件・幡多 1 件）あった。

10 各種事業

《 中央児童相談所 》

（１）児童養護施設職員等との研修会等

①施設への出前講座

児童養護施設等の職員を対象に、施設内で見られやすい子どもの不適應行動等について、トラウマの視点に立って理解し、どのようなケアが必要か及びその支援について共通意識を持てるように、トラウマインフォームドケア学習会を開催した。

実施回数：2 回（2 施設）

参加者数：施設職員延べ 34 名

②外部講師研修

教育機関や医療機関等、児童福祉施設以外の関係機関にも案内を行い、講義や事例検討、参加者同士の協議を通して、トラウマインフォームドケアの視点で支援ができているか振り返る機会とした。

講 師：大阪大学大学院人間科学研究科教授 野坂祐子氏

参加者：児童相談所、児童福祉施設、教育機関、医療機関、警察機関職員等 76 名

（２）職員の専門性の確保

子どもを取り巻く環境は変化しつつあり、児童家庭問題への対応は社会的課題である。その対応については職員の資質向上や専門性が強く求められている。

児童相談所職員の専門性向上のため、所内研修を実施したほか、外部機関講師等を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（３）児童相談所の法的対応力の強化

弁護士との関与により法的見地から専門的な助言を受けるとともに、児童福祉法第 28 条や一時保護延長等の審判申立てに関する法律手続き業務を依頼した。

○週 2 回定期来所相談及び必要な場合は随時相談を実施

○児童福祉法第 28 条の審判申立件数：4 件

○児童福祉法第 33 条の家庭裁判所承認申立件数：5 件

○親権停止：2 件 ○管理権喪失：1 件 ○未成年後見人：3 件 ○審判前保全処分：3 件

（４）講演及び教育活動

① 講演活動

関係機関及び団体等からの依頼を受け、虐待対応や子育て支援について講演を実施した。

機 関 名 等	対 象 者	回 数	受講者数
保育所関係	保育士・その他	2 回	243 名
専門機関	専門機関職員	5 回	97 名
施設	施設職員	4 回	106 名
一般・その他 関係機関	一般関係者	5 回	274 名
合 計		16 回	720 名

② 実習生の受入れ

社会福祉士の資格取得を目指す学生を実習生として受入れ、ソーシャルワーク実習Ⅰに対応した。

依 頼 元	実習生数	実施期間
高知県立大学社会福祉学部	9 名	8 日間

《 幡多児童相談所 》

（１）職員の専門性の確保

児童相談所職員の専門性向上を図るため外部の専門家を機能強化アドバイザーとして招き、処遇困難事例への助言・指導や専門研修を受けた。

（２）関係機関連携

関係機関との連携を強化するため、連絡会を実施した。

会 議 名	実施年月日	参加者数	対象者等
令和 7 年度幡多地区市町村要保護児童 対策地域協議会調整機関連絡会	R7.11.20	市町村 17 名 高知県 13 名	市町村職員



統計資料



第 1 表	相談種類別受付状況	28
第 2 表	年齢別・相談種類別受付状況	30
第 3 表	経路別受付状況	31
第 4 表	市町村別相談対応状況	32
第 5 表	相談種類別経路	33
第 6 表	児童虐待相談対応状況	34
第 7 表	ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況	36
第 8 表	一時保護の状況	37
第 9 表	一時保護の相談種類別・学年別状況	39
第 10 表	相談種類別対応状況	41
第 11 表	里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況	42
第 12 表	電話相談の状況	44
第 13 表	夜間・休日電話対応状況	45

第1表 相談種類別受付状況（所別）

（令和元年度～令和7年度）

	相 談 種 類 別	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央児童相談所	養 護 相 談	1,005	1,041	899	875	810	794	741
	うち虐待通告件数	614	722	591	649	584	520	487
	保 健 相 談							
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由	4	3	4	3	2	
		視 聴 覚 障 害						
		言 語 発 達 障 害 等	3	3	4			
		重 症 心 身 障 害	6	5	24	20	16	17
		知 的 障 害	487	404	523	520	554	634
		発 達 障 害	20	8	26	14	6	12
		そ の 他 の 障 害						16
	小 計	520	423	581	557	576	657	590
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	45	30	48	29	18	26
		触 法 行 為 等	45	33	45	36	56	51
		小 計	90	63	93	65	74	77
	育 成 相 談	性 格 行 動	58	57	43	40	34	22
		不 登 校	6		5	3	1	1
		適 性	1	2	1			
		育 児 ・ し つ け	1		1	1		6
		小 計	66	59	50	44	35	23
	そ の 他	6		2	2	2	1	1
	計	1,687	1,586	1,625	1,543	1,497	1,552	1,438
幡多児童相談所	養 護 相 談	122	123	99	96	97	68	75
	うち虐待通告件数	83	77	64	77	66	57	50
	保 健 相 談							
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由					1	
		視 聴 覚 障 害						
		言 語 発 達 障 害 等	16	21	24	22	15	
		重 症 心 身 障 害	2	1			1	1
		知 的 障 害	66	65	71	46	66	53
		発 達 障 害	23	23	23	28	17	23
		そ の 他 の 障 害						
	小 計	107	110	118	96	99	77	56
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	4	6	8	8	1	1
		触 法 行 為 等	1	1	1		1	1
		小 計	5	7	9	8	2	2
	育 成 相 談	性 格 行 動	84	66	67	40	36	8
		不 登 校	4	4	2	3	2	
		適 性				2	3	
		育 児 ・ し つ け		1	1	5	2	5
		小 計	88	71	70	50	43	13
	そ の 他	9						
	計	331	311	296	250	241	160	157

第1表 相談種類別受付状況（合計）

（令和元年度～令和7年度）

	相 談 種 類 別	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計	養 護 相 談	1,127	1,164	998	971	907	862	816
	うち虐待通告件数	697	799	655	726	650	577	537
	保 健 相 談							
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由	4	3	4	3	3	
		視 聴 覚 障 害						
		言 語 発 達 障 害 等	19	24	28	22	15	
		重 症 心 身 障 害	8	6	24	20	17	18
		知 的 障 害	553	469	594	566	620	603
		発 達 障 害	43	31	49	42	23	9
		そ の 他 の 障 害						16
		小 計	627	533	699	653	675	646
	非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	49	36	56	37	19	32
		触 法 行 為 等	46	34	46	36	57	53
		小 計	95	70	102	73	76	85
	育 成 相 談	性 格 行 動	142	123	110	80	70	39
		不 登 校	10	4	7	6	3	2
		適 性	1	2	1	2	3	
		育 児 ・ し つ け	1	1	2	6	2	5
		小 計	154	130	120	94	78	47
	そ の 他	15		2	2	2	1	1
	計	2,018	1,897	1,921	1,793	1,738	1,712	1,595

※R7年度より国への報告が「子どもの福祉と保健に関する状況報告」となり、相談種類別の報告様式が変更された。

(令和7年度子どももの福祉と保健に関する状況報告)

年 齢 別	養 護 相 談				保 健 相 談		障 害 相 談		非 行 相 談				育 成 相 談			そ の 他 の 相 談			計	
	児 童 虐 待 相 談		そ の 他 の 相 談		中 央	幅 多	中 央	幅 多	中 央	幅 多	中 央	幅 多	中 央	幅 多	中 央	幅 多				
	中 央	幅 多	中 央	幅 多													中 央	幅 多		中 央
0 歳	20	1	28	2														48	3	51
1 歳	14	2	9	2			2											25	4	29
2 歳	18		10	1														28	1	29
3 歳	14	2	28	1			18	1						1				60	5	65
4 歳	23		22	3			21	2										66	5	71
5 歳	13	2	19	3			45	4										77	9	86
6 歳	26	1	21	3			34	1			1			1				82	6	88
7 歳	27	3	16	2			37	6										80	13	93
8 歳	25	8	18	2			10	2			1			2				54	14	68
9 歳	20	1	15				13	1			1			2	4	1		52	6	58
10 歳	15	4	26	3			44	1	2		2			3				91	11	102
11 歳	18	4	21				34	2			6			3	2			82	8	90
12 歳	17	1	32	3			44	4	3		7			8	1			111	9	120
13 歳	23	1	16	1			22	2	6	1	20			2	2			89	7	96
14 歳	21	2	17				46	5	8		8	3		5				105	10	115
15 歳	20	1	21	4			73	6	7		4			2	3			127	14	141
16 歳	18	1	13	1			68	8	3					1	1			103	11	114
17 歳	15		43	1			73	11	2									133	12	145
18歳以上			19	9			6											25	9	34
不明																		0	0	0
計	347	34	394	41	0	0	590	56	31	1	50	3	25	22	1	0	1,438	157	1,595	

第3表 経路別受付状況

(令和2年度～令和7年度)

所 別	年 度 別	都 道 府 県	市 町 村			児 童 福 祉 施 設 等	警察からの 通告		家裁からの 送致		医 療 機 関	保 健 所	支 援 セ ン タ ー 家 庭	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
			福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他		14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満	14 歳 未 満	14 歳 以 上 18 歳 未 満											
中央児童相談所	R2	21	284	22	110	63	310	69		1	16	1	4	84	11	1	277	156	7	149	1,586
	R3	11	347	7	106	79	287	82			14		7	67	17		343	160	11	87	1,625
	R4	6	358	27	77	87	259	60			14	5	11	46	22		282	167	15	107	1,543
	R5	25	365	50	50	76	297	57			15	1	9	44	12	2	296	136	5	57	1,497
	R6	23	368	62	88	73	267	58		1	14	1	8	37	27		360	96	7	62	1,552
幡多児童相談所	R2	3	35	3	23	10	34	5			9	18		33	2		97	23	1	15	311
	R3	2	53		29	13	20	6		1	13	13		22	3		103	1	1	16	296
	R4	5	47		11	4	53	8			16	2		5			92	5	1	1	250
	R5	6	39		20		6	30			9			9	2		98	11	3	8	241
	R6	5	39		15	1	20	4			6			3	1		53	6	5	2	160
計	R2	24	319	25	133	73	344	74		1	25	19	4	117	13	1	374	179	8	164	1,897
	R3	13	400	7	135	92	307	88		1	27	13	7	89	20		446	161	12	103	1,921
	R4	11	405	27	88	91	312	68			30	7	11	51	22		374	172	16	108	1,793
	R5	31	404	50	70	76	303	87			24	1	9	53	14	2	394	147	8	65	1,738
	R6	28	407	62	103	74	287	62		1	20	1	8	40	28		413	102	12	64	1,712

所 別	年 度 別	児 童 相 談 所	都 道 府 県 機 関	市 町 村		保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 療 養 機 関 支 援	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	医 療 機 関 等	学 校 等	里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
				セ ン ト ー 家 庭	そ の 他																
中央	R7	16	12	67	386	3	59		2		331	2	18	39	20		356	78	4	45	1,438
幡多		5	5	5	35						23	1	2	3			57	5	9	7	157
計		21	17	72	421	3	59		2		354	3	20	42	20		413	83	13	52	1,595
比率		1.3%	1.1%	4.5%	26.4%	0.2%	3.7%		0.1%		22.2%	0.2%	1.3%	2.6%	1.3%		25.9%	5.2%	0.8%	3.3%	100.0%

※R7年度より国への報告が「子どもの福祉と保健に関する状況報告」となり、経路別が変更された。

第4表 市町村別相談対応状況

(令和6年度・令和7年度)

所 別	福祉保健所別 ・ 市町村別		令和6年度						令和7年度						
			養 護 相 談	へ虐 認待 定相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 相害 談・	計	養 護 相 談	へ虐 認待 定相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ保 の健 他・ の障 相害 談・	計	
中 央 児 童 相 談 所	高知市		262	233	56	18	390	959	265	215	60	15	360	915	
	室戸市		4	6	1		7	18	1	1			10	12	
	安芸市		10	4	1		9	24	4	3	1		9	17	
	香南市		20	28	1	2	30	81	35	15	2	2	27	81	
	香美市		6	17	3		22	48	8	6	1	3	30	48	
	南国市		34	35	3		54	126	31	38	3	1	42	115	
	土佐市		17	10	3	1	29	60	8	21	1		15	45	
	須崎市		7	11	4	1	26	49	3	12	2		25	42	
	安 芸	東洋町							0					4	4
		奈半利町						4	4		1	1		2	4
		田野町			5		1	4	10	1	4			3	8
		安田町		1					1	2	1				3
		北川村							0						0
		馬路村							0						0
		芸西村		8			1	2	11		6			3	9
	中 央 東	本山町		1	1			1	3		1			2	3
		大豊町						1	1	3	3	1			7
		土佐町		4	1				5	1				2	3
		大川村							0						0
	中 央 西	仁淀川町						3	3				1	5	6
		いの町		5	11	1		30	47	9	4	5		19	37
		佐川町		8	3	3		20	34	17	8	1	2	14	42
		越知町		1		1		4	6		1			3	4
		日高村		4	2	1	1	4	12	1			1	1	3
	須 崎	中土佐町		3	3			3	9	1	1			5	7
		津野町		1	2			12	15		2	1		3	6
		梶原町		5	1			3	9	2				7	9
		四万十町		1					1						0
	県外		6					6	12	1		1		14	
	不明		2					2						0	
	計			410	373	78	25	658	1,544	404	344	79	26	591	1,444
幡 多 児 童 相 談 所	四万十市		11	18	2	5	34	70	20	12	4	10	24	70	
	宿毛市		4	11		2	20	37	11	10		2	15	38	
	土佐清水市		1	3		1	8	13		8		2	4	14	
	須崎	四万十町	2	11		2	6	21	5	3		5	7	20	
	幡 多	黒潮町	2	3		1	6	12	3	1		4	3	11	
		大月町		1		1		2	1				1	2	
		三原村					2	2						0	
	県外						1	1					2	2	
	不明		1					1						0	
	計			21	47	2	12	77	159	40	34	4	23	56	157
合計			431	420	80	37	735	1,703	444	378	83	49	647	1,601	

第5表 相談種類別経路

(令和7年度)

		児童相談所	都道府県	市町村		保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療機関		学校等			里親・ファミリーホーム	(児童を委託含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				子ども さん たち の 家 庭 等	その他								保健所	医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会							
全体	中央	16	12	67	386	3	59		2		331	2	18		35	4	20		356	78	4	45	1,438	
	幡多	5	5	5	35						23	1	1	1	3				57	5	9	7	157	
	計	21	17	72	421	3	59	0	2	0	354	3	1	19	0	38	4	20	0	413	83	13	52	1,595
養護	中央	15	11	66		3	46		1		287	1	14		30		20		143	78	4	22	741	
	幡多	3		5	1						18				3				24	5	9	7	75	
	計	18	11	71	1	3	46	0	1	0	305	1	0	14	0	33	0	20	0	167	83	13	29	816
虐待 (通告)	中央	10	11	23			1		1		249		11		21		2		58	79	1	20	487	
	幡多	1		4	1						18				3				11	5		7	50	
	計	11	11	27	1	0	1	0	1	0	267	0	0	11	0	24	0	2	0	69	84	1	27	537
虐待 (認定)	中央	9	10	26			1				227		3		17		2		19	14	1	15	344	
	幡多			4	1						17				3				4	1		4	34	
	計	9	10	30	1	0	1	0	0	0	244	0	0	3	0	20	0	2	0	23	15	1	19	378
非行	中央			1			7				42	1	1		4				23			2	81	
	幡多										3	1											4	
	計	0	0	1	0	0	7	0	0	0	45	2	0	1	0	4	0	0	23	0	0	2	85	

※養護については、虐待を含む件数を計上。

第6表 児童虐待相談対応状況

1 虐待に関する相談対応件数の推移

所別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央	137	165	212	349	280	291	391	406	550	396	437	400	373	344
幡多	16	16	23	30	11	35	29	52	33	56	64	48	47	34
計	(299)	(288)	(383)	(515)	(417)	(453)	(595)	(697)	(799)	(655)	(726)	(650)	(577)	(537)
	153	181	235	379	291	326	420	458	583	452	501	448	420	378

※（ ）は、児童虐待相談（通告）件数です。

2 虐待の経路別相談対応件数

年度	所別	総数	県機関	市 町 村 機 関				児童福祉施設等	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他
				福祉事務所	児童委員	保健センター	その他							
R5	中央	400	10	6		1	9		6	254	21	29	34	30
	幡多	48	5				2			27	5	6	1	2
	計	448	15	6	0	1	11	0	6	281	26	35	35	32
	比率	100.0%	3.4%	1.3%	0.0%	0.2%	2.5%	0.0%	1.3%	62.7%	5.8%	7.8%	7.8%	7.2%
R6	中央	373	11	8			28	5	7	234	19	24	9	28
	幡多	47	1	5			7			23	1	6	3	1
	計	420	12	13	0	0	35	5	7	257	20	30	12	29
	比率	100.0%	2.9%	3.1%	0.0%	0.0%	8.3%	1.2%	1.7%	61.2%	4.7%	7.1%	2.9%	6.9%
年度	所別	総数	児童相談所	都道府県	市町村		児童福祉施設	医療機関	警察	学校等	家族親戚	近隣知人	その他	
					子ども家庭支援センター	その他								
R7	中央	344	9	10	26		1	3	227	17	19	14	18	
	幡多	34			4	1			17	3	4	1	4	
	計	378	9	10	30	1	1	3	244	20	23	15	22	
	比率	100.0%	2.4%	2.6%	7.9%	0.3%	0.3%	0.8%	64.6%	5.3%	6.1%	4.0%	5.8%	

※R7年度より国への報告が「子どもの福祉と保健に関する状況報告」となり、経路の報告様式が変更された。

3 主たる虐待者 (子どもの福祉と保健に関する状況報告)

年度	所別	総数	父		母		その他 (両親、内縁 祖父母等)
			実父	実以外の父	実母	実以外の母	
R5	中央	400	62	6	100	1	231
	幡多	48	17	2	11		18
	計	448	79	8	111	1	249
	比率	100.0%	17.6%	1.8%	24.8%	0.2%	55.6%
R6	中央	373	69	18	79		207
	幡多	47	11	5	6		25
	計	420	80	23	85	0	232
	比率	100.0%	19.1%	5.5%	20.2%	0.0%	55.2%
R7	中央	344	64	7	101	1	171
	幡多	34	20		11		3
	計	378	84	7	112	1	174
	比率	100.0%	22.2%	1.9%	29.6%	0.3%	46.0%

4 主たる虐待者の年齢層 (R7年度)

年齢層	父		母		その他		計
	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
10歳代			1				1
20歳代	23	1	60	4	3		91
30歳代	74	7	109	8	9	1	208
40歳代	93	11	66	12	2	4	188
50歳代	31		30	2	2		65
60歳代		1			6		7
70歳代							0
不 明							0
計	221	20	266	26	22	5	560

※両親は性別によりそれぞれに計上。

5 被虐待者の年齢・相談種類別

年度	被虐待者の 年 齢	身体的 虐 待		性的 虐待		心理的 虐 待		初 れ 外		計
		中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	
R5	0～3歳 未 満	4				66	6	16	2	94
	3歳～ 学齢前児童	15	1			51	5	21	2	95
	小学生	37	4			71	13	21	2	148
	中学生	16	3	1		38	5	9		72
	高校生 その他	16	1			17	4	1		39
	小 計	88	9	1		243	33	68	6	448
	合 計	97		1		276		74		448
	比 率	21.7%		0.2%		61.6%		16.5%		100.0%
R6	0～3歳 未 満	4				40	8	7	2	61
	3歳～ 学齢前児童	7				52	6	13	2	80
	小学生	45	8	6		68	10	30		167
	中学生	18	2	5		37	4	6		72
	高校生 その他	14	1	1		18	3	2	1	40
	小 計	88	11	12		215	31	58	5	420
	合 計	99		12		246		63		420
	比 率	23.6%		2.9%		58.6%		15.0%		100.0%
R7	0～3歳 未 満	3				44	4	6		57
	3歳～ 学齢前児童	12	1	2		41	2	2		60
	小学生	34	3	1	1	68	14	24	2	147
	中学生	25	3	2		34	3	5		72
	高校生 その他	20		1	1	16		4		42
	小 計	94	7	6	2	203	23	41	2	378
	合 計	101		8		226		43		378
	比 率	26.7%		2.1%		59.8%		11.4%		100.0%

6 被虐待者の年齢別・性別 (R7年度)

年齢別	中央		幡多		男女 別計		計
	男	女	男	女	男	女	
0歳	12	9	1		13	9	22
1歳	7	7	2		9	7	16
2歳	10	8			10	8	18
3歳	4	10	1	1	5	11	16
4歳	17	8			17	8	25
5歳	6	7	1	1	7	8	15
6歳	19	7	1		20	7	27
7歳	13	11	1	2	14	13	27
8歳	13	11	6	2	19	13	32
9歳	12	8		1	12	9	21
10歳	6	9	4		10	9	19
11歳	10	7	2	1	12	8	20
12歳	8	9		2	8	11	19
13歳	13	10		1	13	11	24
14歳	11	9	1	1	12	10	22
15歳	9	11		1	9	12	21
16歳	10	8		1	10	9	19
17歳	8	7			8	7	15
18歳以上							
計	188	156	20	14	208	170	378

第7表 ぐ犯・触法行為等相談の主訴別状況

(平成28年度～令和7年度)

所 別	年 度 別	窃 盗	恐 喝 ・ 強 盗	暴 行	傷 害	放 火 ・ ろ う 火	わ い せ つ	喫 煙 物 ・ 飲 酒 用	金 銭 持 出	粗 暴	虚 言 ・ 反 抗	不 純 異 性 交 遊	家 出 ・ 怠 学	施 設 無 断 外 出	そ の 他	計
中央児童相談所	H28	36		12	2	1	7	1	9	2		3	20	1	7	101
	H29	39		5	2	2	8		10	4	1	4	14		2	91
	H30	37	1	3	2	1	8	1	3	1	5	4	7	3	1	77
	R1	36		6	3		9		8	2	1	5	9	1	10	90
	R2	22	1	3	2	1	10		2		1	1	10	1	9	63
	R3	17	1	11		4	11		7	3	1	4	17	5	12	93
	R4	12		4	5		3		2	2	1	5	18		13	65
	R5	28		6	5	2	5	2				4	8		14	74
	R6	36		4	5	2	2			1		3	10	1	13	77
	R7	40	1	5	2	2	5		3	1		3	11	2	6	81
	比率	49.4%	1.2%	6.2%	2.5%	2.5%	6.2%		3.7%	1.2%		3.7%	13.6%	2.5%	7.4%	100.0%
幡多児童相談所	H28	1		1											2	4
	H29	1											2			3
	H30	2		1			2						2			7
	R1	2					2			1						5
	R2	2					5									7
	R3	2					6						1			9
	R4	5					2					1				8
	R5	1					1									2
	R6	1							1							2
	R7	3			1											4
	比率	75.0%			25.0%											100.0%
計	H28	37		13	2	1	7	1	9	2		3	20	1	9	105
	H29	40		5	2	2	8		10	4	1	4	16		2	94
	H30	39	1	4	2	1	10	1	3	1	5	4	9	3	1	84
	R1	38		6	3		11		8	3	1	5	9	1	10	95
	R2	24	1	3	2	1	15		2		1	1	10	1	9	70
	R3	19	1	11		4	17		7	3	1	4	18	5	12	102
	R4	17		4	5		5		2	2	1	6	18		13	73
	R5	29		6	5	2	6	2				4	8		14	76
	R6	37		4	5	2	2		1	1		3	10	1	13	79
	R7	43	1	5	3	2	5		3	1		3	11	2	6	85
	比率	50.6%	1.2%	5.9%	3.5%	2.4%	5.9%		3.5%	1.2%		3.5%	12.9%	2.4%	7.1%	100.0%

※療育福祉センター受付の非行相談件数：H28 1件（わいせつ）、H29 1件（窃盗）
H30 1件（自家金持出）

第8表 一時保護の状況（合計）

（令和7年度）

相談種類別		所別	継前 続保年 護分度	本年度 受付	対応状況等									
					施設 入所	里親等 委託	他機関 移送	帰宅		その他	継年 続度 保護末	計	延 日 数	平均 日 数
								保 護 者	の保護 親者以 族外					
養 護	虐待	中央	4	191	11	3		93	6	75	7	195	3,996	20.5
		幡多		16	4	1		8	2	1		16	388	24.3
	その他	中央	18	145	26		1	84	3	41	8	163	4,399	27.0
		幡多		15	2	1		7		4	1	15	293	19.5
非 行	中央	2	28	3		1	17			6	3	30	842	28.1
	幡多		1				1					1	42	42.0
育 成	中央	1	9	3	1		1			4	1	10	383	38.3
	幡多	1	1	1			1					2	68	34.0
障 害・保 健 そ の 他	中央											0		
	幡多											0		
計	中央	25	373	43	4	2	195	9	126	19	398	9,620	24.2	
	幡多	1	33	7	2	0	17	2	5	1	34	791	23.3	
	計	26	406	50	6	2	212	11	131	20	432	10,411	24.1	
一日平均 在籍人員		中央	26.36		幡多	2.17								

第8表 一時保護の状況（一時保護所／一時保護委託）

（令和7年度）

（一時保護所）

相 談 種 類 別		所 別	継前 続 保年 護 分度	本 年 度 受 付	対 応 状 況 等									
					施 設 入 所	里 親 等 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅		そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数
								保 護 者	の保 護者 以 族外					
養 護	虐 待	中央	2	128	6	2		83	5	28	6	130	3,078	23.7
		幡多		1	1							1	69	69.0
	そ の 他	中央	14	88	13			66	3	15	5	102	3,478	34.1
		幡多		1							1	1	12	12.0
非 行		中央	2	28	3		1	17		6	3	30	842	28.1
		幡多		1				1				1	42	42.0
育 成		中央	1	9	3	1		1		4	1	10	383	38.3
		幡多	1		1							1	56	56.0
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央										0		
		幡多										0		
計		中央	19	253	25	3	1	167	8	53	15	272	7,781	28.6
		幡多	1	3	2	0	0	1	0	0	1	4	179	44.8
		計	20	256	27	3	1	168	8	53	16	276	7,960	28.8

一日平均 在籍人員	中央	21.32	幡多	0.49
--------------	----	-------	----	------

（一時保護委託）

相談種類別		所別	継前 続 保年 護 分度	本 年 度 受 付	対 応 状 況 等									
					施 設 入 所	里 親 等 委 託	他 機 関 移 送	帰 宅		そ の 他	継年 続度 保 護末	計	延 日 数	平 均 日 数
								保 護 者	の保 護者以 族外					
養 護	虐 待	中央	2	63	5	1		10	1	47	1	65	918	14.1
		幡多		15	3	1		8	2	1		15	319	21.3
	そ の 他	中央	4	57	13		1	18		26	3	61	921	15.1
		幡多		14	2	1		7		4		14	281	20.1
非 行		中央										0		
		幡多										0		
育 成		中央										0		
		幡多		1				1				1	12	12.0
障 害 ・ 保 健 そ の 他		中央										0		
		幡多										0		
計		中央	6	120	18	1	1	28	1	73	4	126	1,839	14.6
		幡多	0	30	5	2	0	16	2	5	0	30	612	20.4
		計	6	150	23	3	1	44	3	78	4	156	2,451	15.7

一日平均 在籍人員	中央	5.04	幡多	1.68
--------------	----	------	----	------

第9表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護所）

（令和7年度）

中央児童相談所	入所理由 学年別		養		護		ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数		
乳 幼 児			40	606	25	636							65	1,242
小 学 生	小 1	19	300	5	210	1	34						25	544
	小 2	10	349	5	242								15	591
	小 3	4	184	14	386	1	24						19	594
	小 4	5	134	3	116								8	250
	小 5	5	174	4	178	2	58	1	10				12	420
	小 6	9	244	7	220	1	148						17	612
	小 計	52	1,385	38	1,352	5	264	1	10	0	0	96	3,011	
中 学 生	中 1	9	500	7	314	4	175	4	182				24	1,171
	中 2	12	291	7	546	9	237	3	47				31	1,121
	中 3	2	77	3	75	6	79	2	144				13	375
	小 計	23	868	17	935	19	491	9	373	0	0	68	2,667	
そ の 他			15	219	22	555	6	87					43	861
計			130	3,078	102	3,478	30	842	10	383	0	0	272	7,781

幡 多 児 童 相 談 所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児												0	0
小 学 生		小 1											0	0
		小 2	1	69									1	69
		小 3											0	0
		小 4											0	0
		小 5											0	0
		小 6											0	0
		小 計	1	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中 学 生		中 1							1	56			1	56
		中 2					1	42					1	42
		中 3											0	0
		小 計	0	0	0	0	1	42	1	56	0	0	2	98
そ の 他				1	12							1	12	
計		1	69	1	12	1	42	1	56	0	0	4	179	

第9表 一時保護の相談種類別・学年別状況（一時保護委託）

（令和7年度）

中央児童相談所	入所理由		養　　護				ぐ犯・触法		育　　成		そ　の　他		計	
			虐　待		その他									
	学年別	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	
乳　幼　児			44	207	50	784							94	991
小　学　生	小　１	11	320	2	16								13	336
	小　２	1	74										1	74
	小　３			1	5								1	5
	小　４	1	74	1	3								2	77
	小　５												0	0
	小　６												0	0
	小　計	13	468	4	24	0	0	0	0	0	0	17	492	
中　学　生	中　１	1	3	1	34								2	37
	中　２	3	49	1	9								4	58
	中　３	1	26										1	26
	小　計	5	78	2	43	0	0	0	0	0	0	7	121	
そ　の　他			3	165	5	70							8	235
計			65	918	61	921	0	0	0	0	0	0	126	1,839

幡 多 児 童 相 談 所	入所理由		養 護				ぐ犯・触法		育 成		そ の 他		計	
			虐 待		その他									
	学年別		延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
	乳 幼 児		3	39	5	42							8	81
小 学 生	小 1	1	5	6	64							7	69	
	小 2	3	43	1	83							4	126	
	小 3	2	46									2	46	
	小 4			1	83							1	83	
	小 5	2	18					1	12			3	30	
	小 6											0	0	
	小 計	8	112	8	230	0	0	1	12	0	0	17	354	
中 学 生	中 1	1	10									1	10	
	中 2	2	79									2	79	
	中 3											0	0	
	小 計	3	89	0	0	0	0	0	0	0	0	3	89	
そ の 他		1	79	1	9							2	88	
計		15	319	14	281	0	0	1	12	0	0	30	612	

第10表 相談種類別対応状況（中央児童相談所／幡多児童相談所）

		状況									
		面接指導				対応		対		状況	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導
相談種類	相談件数	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多
		226	20	79	7	4	7	19	3	3	1
児童虐待相談	147	11	132	13	13	7	13	16	12	10	2
健康相談											
障害相談											
非行相談											
触法行為等相談											
育成相談											
その他の相談											
合計	757	97	293	32	32	13	0	35	4	13	2
比率	52.7%		20.1%			0.8%		2.4%	0.9%	0.9%	0.6%

		状況									
		対応				対		状況		その他	
		児童福祉施設通所	医指	里親委託	ファミリーホーム	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導	児童福祉司指導
相談種類	相談件数	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多	中央	幡多
児童虐待相談											
その他の相談											
健康相談											
障害相談											
非行相談											
触法行為等相談											
育成相談											
その他の相談											
合計	0	0	0	0	0	13	0	0	2	242	10
比率						0.9%		1.9%		15.0%	100.0%

第11表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和8年4月1日現在)

○ 養育里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	48	21	24		9	11	2	2
安 芸 市	2							
香 南 市	6	2	3			3		
香 美 市	13	3	5		1	3	1	
南 国 市	12	4	4		2	1		1
土 佐 市	2	1	1			1		
須 崎 市	4	3	4		2			2
奈 半 利 町	2	1	1			1		
安 田 町	1							
馬 路 村	3	1	1			1		
本 山 町	3	2	2		1	1		
土 佐 町	1	1	1			1		
い の 町	8	2	3			1		2
仁 淀 川 町	5	2	3			1	1	1
佐 川 町	1	1	1				1	
越 知 町	1	1	1				1	
日 高 村	3	2	2				1	1
梶 原 町	2	2	3			1		2
四 万 十 市	5							
土 佐 清 水 市	4	1	1					1
四 万 十 町	1							
黒 潮 町	2							
大 月 町	2							
計	131	50	60	0	15	26	7	12

※登録里親数にはファミリーホームを含む

※委託してる里親、児童数には専門里親を含む

※専門里親：高知市2名、安芸市1名、香南市1名、梶原町1名

○ファミリーホーム

市 町 村 別	事業者数	児童を委託 している 事 業 者 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	2	2	3		2		1	
安 芸 市	1	1	2			1	1	
香 美 市	1	1	2			1	1	
四 万 十 市	1	1	2				1	1
計	5	5	9	0	2	2	4	1

第11表 里親・ファミリーホーム及び児童委託の状況

(令和8年4月1日現在)

○ 養子縁組里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	17							
安 芸 市	1							
香 南 市	3	1	1		1			
香 美 市	2							
南 国 市	1							
須 崎 市	2							
奈 半 利 町	1							
馬 路 村	2							
本 山 町	2							
土 佐 町	1							
い の 町	1							
仁 淀 川 町	1							
日 高 村	1							
四 万 十 市	1							
計	36	1	1	0	1	0	0	0

※養育里親と養子縁組里親の両方に登録している里親：18組

○ 親族里親

市 町 村 別	登録里親数	児童を委託 している 里 親 数	委託している 児 童 数	年 齢 別 委 託 児 童 数				
				0歳～ 1歳未満	1歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 以 上
高 知 市	12	11	12		2	5	2	3
安 芸 市	1	1	2				1	1
香 南 市	3	3	4			3	1	
香 美 市	2	2	2			1	1	
南 国 市	1	1	1					1
土 佐 市	2	2	4			2	1	1
須 崎 市	2	2	2				2	
い の 町	3	3	4			2		2
佐 川 町	2	2	4			1	2	1
越 知 町	1	1	2					2
中 土 佐 町	1	1	1					1
四 万 十 市	1	1	2			2		
土佐清水市	1	1	1			1		
宿 毛 市	2	2	3				2	1
黒 潮 町	3	3	3		1	1		1
計	37	36	47	0	3	18	12	14

第12表 電話相談の状況

(令和6年度・令和7年度)

注) 平成18年度から、電話相談業務を社会福祉法人に委託。

●相談内容

		R6	R7
養 護 相 談		15	9
保 健 相 談		1	4
障 害 相 談		1	
非 行 相 談		3	1
育 成 相 談	性 格 行 動	5	6
	不 登 校	6	
	適 性		
	し つ け	5	
	そ の 他	2	1
小 計		18	7
家 庭 問 題 相 談		6	2
学 校 問 題 相 談		1	
社 会 問 題	い じ め 相 談		1
	性 的 被 害		
	異 性 関 係	1	
	社 会 関 係	1	
	小 計	2	1
そ の 他 の 相 談		1	22
計		48	46

●相談対象者年齢別

	R6	R7
乳 幼 児	10	6
小 学 生	17	12
中 学 生	9	6
高 校 生 以 上	7	17
不 明	5	5

●相談者

	R6	R7
本 人	3	14
父	10	1
母	21	13
祖 父 母	5	7
きょうだい		
親 戚	2	
友 人		1
近隣知人	3	5
そ の 他	4	5

●地域別

	R6	R7
高 知 市	19	14
高知市以外の市	5	4
郡 部	4	2
県 外	1	1
不 明	19	25

●相談対象者性別

	R6	R7
男	20	31
女	18	12
不 明	10	3

●相談時間帯

	R6	R7
9時～11時	16	14
11時～13時	11	6
13時～15時	5	8
15時～17時	8	12
17時～18時	8	6

●相談所要時間

	R6	R7
0～15分	16	26
15分～30分	22	12
30分～45分	1	3
45分～60分	4	1
60分以上	5	4

●相談処理状況

	R6	R7
助 言	18	8
傾 聴	15	19
来 所		2
他 機 関 紹 介	6	9
そ の 他	9	8

●曜日別件数

	R6	R7
月 曜 日	9	7
火 曜 日	4	8
水 曜 日	12	5
木 曜 日	3	8
金 曜 日	4	9
土 曜 日	10	3
日 曜 日	6	6

●月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6	4	4	6	10	6	2	2	2	3	2	4	3
R7	2	3	1	1	2	4	5	7	7	3	6	5

第13表 夜間・休日電話対応状況

(令和7年度)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待通告 (相談)	件数	中央	2	6	5	5	1	6	5	6	4	7		3	50
		幡多		1			3	1		1				2	8
		計	2	7	5	5	4	7	5	7	4	7	0	5	58
	時間 (分)	中央	48	47	73	48	33	111	146	78	60	106		46	796
		幡多		41			20	22		13				10	106
		計	48	88	73	48	53	133	146	91	60	106	0	56	902
子育てSOS	件数	中央	1		1		1	3	2			1	5	1	15
		幡多			1										1
		計	1	0	2	0	1	3	2	0	0	1	5	1	16
	時間 (分)	中央	10		14		13	83	47			14	75	10	266
		幡多			90										90
		計	10	0	104	0	13	83	47	0	0	14	75	10	356
その他	件数	中央	243	251	230	278	193	240	211	186	242	182	161	161	2,578
		幡多	6	11	13	7	12	19	10	13	4	6	8	13	122
		計	249	262	243	285	205	259	221	199	246	188	169	174	2,700
	時間 (分)	中央	358	394	297	397	236	398	292	275	365	283	217	241	3,753
		幡多	10	48	28	7	13	38	11	55	4	10	12	19	255
		計	368	442	325	404	249	436	303	330	369	293	229	260	4,008
合計	件数	中央	246	257	236	283	195	249	218	192	246	190	166	165	2,643
		幡多	6	12	14	7	15	20	10	14	4	6	8	15	131
		計	252	269	250	290	210	269	228	206	250	196	174	180	2,774
	時間 (分)	中央	416	441	384	445	282	592	485	353	425	403	292	297	4,815
		幡多	10	89	118	7	33	60	11	68	4	10	12	29	451
		計	426	530	502	452	315	652	496	421	429	413	304	326	5,266



資 料



子ども虐待とは	48
子ども虐待の要因	49
子ども虐待の程度と対応	50
児童相談所の役割と市町村との連携	51
児童相談所管内面積及び人口	52
要保護児童対策地域協議会 会議開催状況	53
市町村こども家庭センター一覧	54
市町村子ども家庭相談担当部署一覧	55
施設一覧	56

子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権によって正当化されるものではありません。

虐待を判断するに当たっては、保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目すべきです。保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつけであると主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為です。

MEMO 『子ども虐待はどこの家庭でも起こりうる社会問題です』

子ども虐待は、新しい社会現象ではなく、いつの時代も身近な大人からの暴力に苦しむ子どもはいました。

子どもの人権に関する認識の欠如から、親が子どもを叩いたり罵ったりしても、それは「しつけ」であり「他人の家には口を出さない」ことや、子ども虐待は特別な問題を抱える家庭や、特別な親が引き起こす特殊な問題とされていた社会認識がありました。

近年の虐待による死亡事例の頻発、社会の子どもの人権に関する認識や、啓発活動等で、これまでは子ども虐待として把握されなかった面DVなどの事例も、相談・通告が行われるようになりました。

子ども虐待の定義

子ども虐待は、児童虐待防止法第2条に、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定されています。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

POINT

- ・子どもの虐待はいくつかのタイプに分けられ、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものです。
- ・多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意が必要です。

子ども虐待の要因

子ども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。保護者には、経済不況等の世相の影響、あるいは少子化・核家族化の影響からくる未経験や未熟さ、育児知識や技術の不足、さらに、世代間連鎖等多岐にわたる背景がみられます。地域社会からの孤立や人的なサポートの希薄さもまた重要な要因となっています。

リスク要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待のおそれの有無を適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要です。

リスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となり、子どもの生命と人権を守り、子どもの健全な成長・発達を保障することにつながります。そのためには、子ども虐待はどこでも起こりうるという認識を持ち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要です。

【虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点】

1 保護者側のリスク要因
・ 妊娠そのものを受容することが困難（予期せぬ妊娠） ・ 若年の妊娠 ・ こどもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題行動が発生したことで胎児への受容に影響がある。こどもの長期入院等） ・ マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・ 性格が攻撃的・衝動的・あるいはパーソナリティの障害 ・ 精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・ 保護者の被虐待経験 ・ 育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・ 体罰容認等の暴力への親和性 ・ 特異な育児観、脅迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求 等
2 こども側のリスク要因
・ 乳児期のこども ・ 未熟児 ・ 障害児 ・ 多胎児 ・ 保護者にとって何らかの育てにくさのあるこども 等
3 養育環境のリスク要因
・ 経済的に不安定な家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 未婚を含むひとり親家庭 ・ 内縁者や同居人がいる家庭 ・ 子連れのリ婚家庭 ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・ 夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 等
4 その他虐待のリスクが高いと想定される場合
・ 妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・ 飛び込み出産、医師や助産師の立会いがない自宅等での分娩 ・ きょうだいへの虐待歴 ・ 関係機関からの支援の拒否 等

『子ども虐待対応の手引き』（令和7年12月改訂）参照

子ども虐待の程度と対応

子どもとの関わりについて、虐待により生命に危険がある最重度（特Aランク）から適切な関わり方ができているものまでを以下のように区分しています。

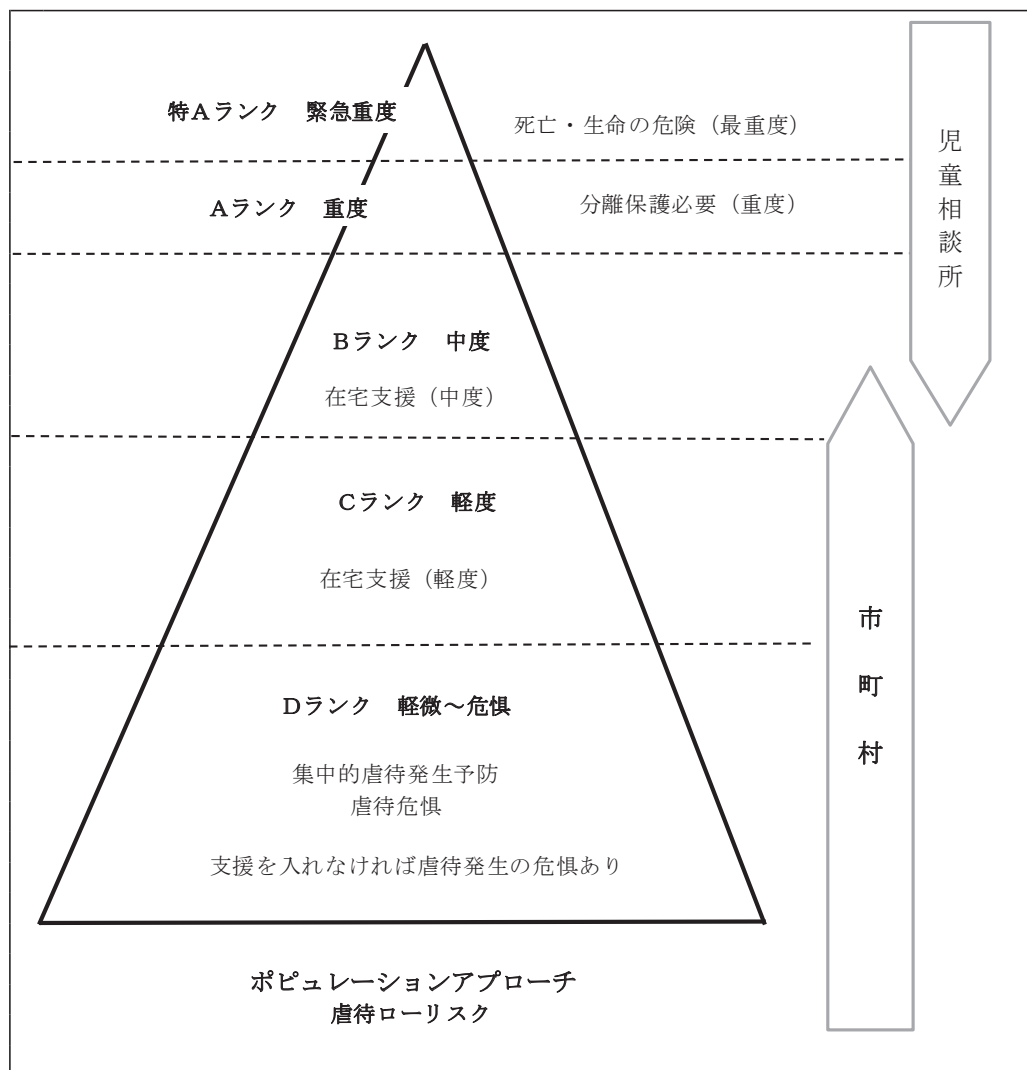
児童虐待ケースのリスクランクと主担当機関

下の図は、児童虐待ケースを生命に危険のある最重度（特Aランク）から虐待ローリスクまでを区分したものです。虐待のランクは、重篤な順に特Aランク・Aランク・Bランク・Cランクになります。件数は、虐待のランクが上がっていくにしたがって少なくなります。

リスクの高いものは、専門的な支援を行う児童相談所が主担当機関となり、リスクの低いものは、身近な場所で継続的に支援を行う市町村が主担当機関となります。

高知県では、原則的に中度以上（リスクランクA・B）を児童相談所が担い、市町村は軽度以下（リスクランクC・D）を担うこととしています。なお、虐待のランクは、あくまでも目安であり、明確に線引きができるというものではありません。

児童虐待の程度は、家庭のおかれている状況が変化すれば大きく変わることがあります。そのためには、情報共有によるリスクの把握や定期的な進行管理が必要になります。

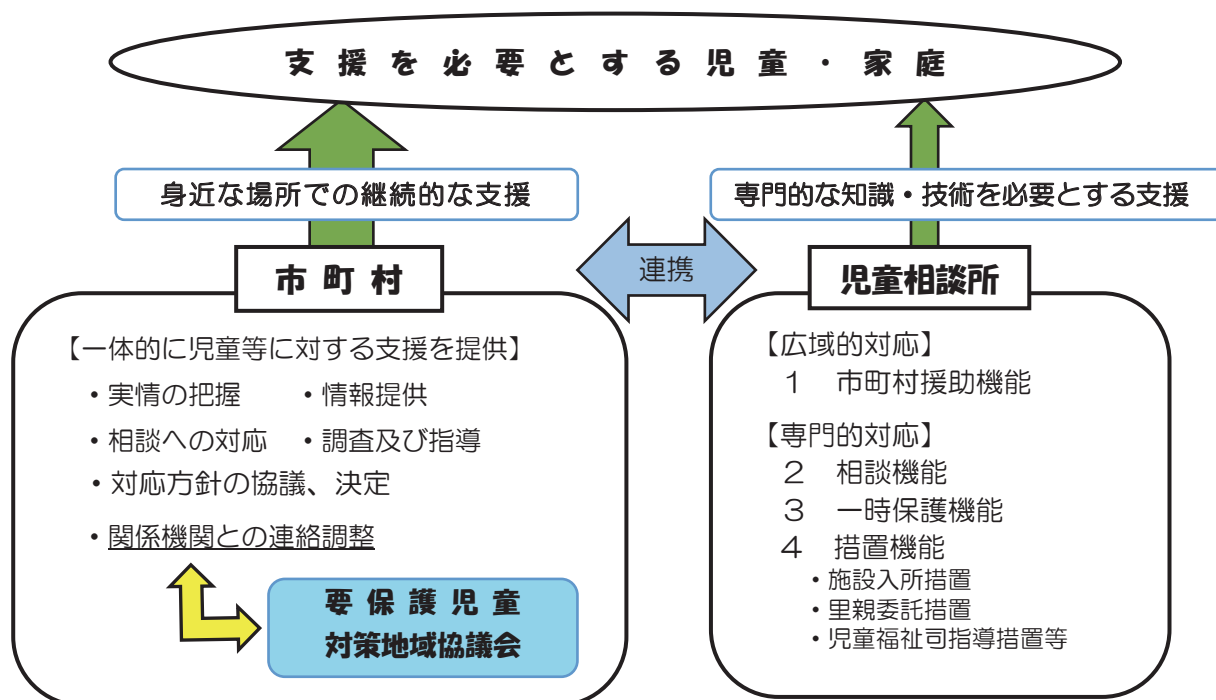


児童相談所の役割と市町村との連携

中央児童相談所及び幡多児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されている高知県の広域行政機関であり、子どもの福祉に関わる専門的な相談機関です。

県内市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童虐待対応を含む子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行っています。

身近な子育て相談へのニーズや児童虐待通告は増大しており、市町村と児童相談所が連携し、それぞれの機能を活かし、役割を分担して児童家庭問題に対応していかなければなりません。



【児童虐待対応等における児童相談所の権限・対応等】

1 職権による一時保護〔児童福祉法第33条〕

- ・親権者等やこどもの意志に反している場合であっても、『内閣府令で定める場合』かつ『必要があると認めるとき』は、児童相談所長がその権限により一時保護を行うことができます。
- ・『戸籍謄本等により親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」）が特定できない場合』または『一時保護を行うことについて、こどもの親権者等全員の同意が確認できない場合』は、司法審査制度に基づき、一時保護開始日から起算して7日以内に裁判官へ一時保護状を請求する必要があります。
- ・親権者の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を継続する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

2 立入調査等〔児童虐待防止法第9条〕

- ・出頭要求、立入調査、臨検・搜索（地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可が必要）

3 家庭裁判所の承認による施設入所〔児童福祉法第28条〕

- ・虐待等により、保護者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する状態があり、親権者又は未成年後見人が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所措置等を行うことができます。

4 家庭裁判所への親権の喪失・停止等の審判の請求〔児童福祉法第33条の7〕

児童相談所管内面積及び人口

児相	福祉保健所	市町村名	面積（単位：km ² ）	人口（単位：人）	18歳未満人口
中央児童相談所	一	高知市	309.00	306,812	41,199
	安芸	室戸市	248.22	10,704	770
		安芸市	317.16	15,115	1,476
		東洋町	74.02	1,941	137
		奈半利町	28.37	2,751	261
		田野町	6.53	2,302	261
		安田町	52.36	2,177	195
		北川村	196.73	1,149	100
		馬路村	165.48	718	69
		芸西村	39.60	3,547	456
		小計	1,128.47	40,404	3,725
	中央東	香南市	126.46	32,164	4,633
		香美市	537.86	24,032	2,930
		南国市	125.30	45,195	6,636
		本山町	134.22	3,005	299
		大豊町	315.06	2,833	185
		土佐町	212.13	3,392	388
		大川村	95.27	336	47
		小計	1,546.30	110,957	15,118
	中央西	土佐市	91.50	25,089	3,311
		いの町	470.97	20,397	2,374
		仁淀川町	333.00	4,270	339
		佐川町	100.80	11,464	1,380
		越知町	111.95	4,601	400
		日高村	44.85	4,586	531
		小計	1,153.07	70,407	8,335
	須崎	須崎市	135.20	18,426	2,155
		中土佐町	193.21	5,611	494
		津野町	197.85	5,021	574
		梶原町	236.45	2,947	355
		小計	762.71	32,005	3,578
	8市14町5村 合計			4,899.55	560,585
幡多児童相談所	須崎	四万十町	642.28	14,406	1,522
	幡多	四万十市	632.32	30,637	3,943
		宿毛市	286.14	17,877	2,039
		土佐清水市	265.42	11,047	810
		黒潮町	188.46	9,623	986
		大月町	102.73	4,196	336
		三原村	85.37	1,334	102
		小計	1,560.44	74,714	8,216
	3市3町1村 合計			2,202.72	89,120
高知県 計			7,102.27	649,705	81,693

※人口は住民基本台帳ネットワースト（R8.3.31現在）、面積は国土地理院（R7.10.1現在）による。

要保護児童対策地域協議会 会議開催状況

(令和7年度)

市 町 村 名			代表者会議		実務者会議	
			回数	うち児相参加	回数	うち児相参加
高	知	市	1	1	24	24
室	戸	市	1	1	3	3
安	芸	市	1	1	3	3
東	洋	町	1	1	3	3
中	芸	広域連合	1	1	10	10
内 訳	奈	半利町			3	3
	田	野町			3	3
	安	田町			1	1
	北	川村			3	3
	馬	路村			0	0
芸	西	村	1	1	3	3
香	南	市	1	1	3	3
香	美	市	1	1	3	3
南	国	市	1	1	3	3
本	山	町	1	1	3	3
大	豊	町	1	1	3	3
土	佐	町	1	1	2	2
大	川	村	0	0	0	0
土	佐	市	1	1	3	3
い	の	町	1	1	3	3
仁	淀	川町	1	1	3	3
佐	川	町	1	1	3	3
越	知	町	1	1	3	3
日	高	村	1	1	2	2
須	崎	市	1	1	3	3
中	土	佐町	1	1	3	3
津	野	町	1	1	3	3
梶	原	町	1	1	3	3
四	万	十市	1	1	3	3
宿	毛	市	1	1	3	3
土	佐	清水市	1	1	3	3
四	万	十町	1	1	4	4
黒	潮	町	1	1	3	3
大	月	町	1	1	2	2
三	原	村	1	1	1	1
合	計		29	29	111	111

市町村こども家庭センター一覧

(R8.4.1現在)

こども家庭センターとは、全ての妊婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく一体的に相談支援を行うことを目的に設置されています。高知県では、令和9年度までに全市町村での設置を目指し、取り組みを進めています。

市 町 村	担 当 課	〒	住 所	TEL
高 知 市	子ども家庭支援センター	780-8571	高知市本町5-1-45	088-823-1212
室 戸 市	子ども子育て支援課 子ども子育て支援班（こども家庭センター）	781-7109	室戸市領家87	0887-22-6130
安 芸 市	福祉事務所 こども家庭センター	784-8501	安芸市土居82-1	0887-35-2920
南 国 市	こども家庭センター こども相談係	783-0004	南国市大桶甲320	088-880-6564
須 崎 市	子ども・子育て支援課 子育て支援係	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-42-1229
宿 毛 市	福祉事務所 子育て支援係 こども家庭センター	788-8686	宿毛市希望ヶ丘1	0880-62-1241
土 佐 清 水 市	教育センター こども家庭センター	787-0325	土佐清水市栄町6-13	0880-82-0355
四 万 十 市	子育て支援課 こども企画係	787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880-34-9007
香 南 市	福祉事務所 子ども家庭相談係	781-5292	香南市野市町西野2706	0887-57-8509
香 美 市	福祉事務所 社会福祉係	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-3117
東 洋 町	住民課 こども家庭センター	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3	0887-29-3394
い の 町	ほけん福祉課 こども家庭センター	781-2110	吾川郡いの町1400	088-893-3818
中 土 佐 町	健康福祉課 こども家庭センター	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6551-1	0889-52-2533
日 高 村	子ども家庭課	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889-24-5140
四 万 十 町	こども家庭センター「楓」 (健康福祉課 母子保健福祉係)	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880-22-3115
奈 半 利 町	住民福祉課	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887-38-4012
田 野 町	住民福祉課	781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887-38-2812
安 田 町	町民生活課	781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887-38-6712
北 川 村	住民課	781-6441	安芸郡北川村大字野友甲1530	0887-32-1214
馬 路 村	健康福祉課	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887-44-2112
芸 西 村	健康福祉課	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887-33-2112
本 山 町	健康福祉課	781-3692	長岡郡本山町本山636	0887-70-1060
大 豊 町	地域福祉課 福祉班	789-0392	長岡郡大豊町津家1626	0887-72-0450
仁 淀 川 町	健康福祉課	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889-35-0888
佐 川 町	健康福祉課 こども家庭係	789-1202	高岡郡佐川町乙2310	0889-22-7705
越 知 町	保健福祉課 こども家庭センター	781-1301	高岡郡越知町越知甲2457	0889-20-9078
大 月 町	健康福祉課	788-0302	幡多郡大月町大字弘見2230	0880-73-1113
黒 潮 町	健康福祉課 福祉係	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880-43-2124

※奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合にてこども家庭センター設置

市町村子ども家庭相談担当部署一覧

(R8.4.1現在)

市 町 村	担 当 課	〒	住 所	TEL
土 佐 市	子育て支援課 子ども家庭支援センター	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088-852-7702
土 佐 町	健康福祉課 福祉係・健康係 ※令和8年10月こども家庭センター設置予定	781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887-82-2333
大 川 村	保健福祉課	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
梶 原 町	保健福祉課 多世代包括支援係	785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889-65-1170
津 野 町	健康福祉課	785-0201	高岡郡津野町永野225-1	0889-55-2151
三 原 村	住民課	787-0892	幡多郡三原村大字来栖野346	0880-46-2111

施設一覧

(R8.4.1現在)

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○乳児院				
高知聖園ベビーホーム	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1990	088-872-9336
○児童養護施設				
高知聖園天使園	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1996	088-822-3845
子供の家	780-0054	高知市相生町2-8	088-882-0826	088-884-0120
愛仁園	781-5101	高知市布師田1711	088-845-1003	088-845-1099
南海少年寮	781-0112	高知市仁井田845-5	088-847-0631	088-847-0879
愛童園	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-54-2730	0887-54-3160
博愛園	782-0024	香美市土佐山田町神通寺375-1	0887-53-2510	0887-53-2628
さくら園	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-22-1236	0889-22-1331
若草園	787-0155	四万十市下田2211	0880-33-0247	0880-33-0518
○児童心理治療施設				
さくらの森学園	789-1201	高岡郡佐川町甲1115-3	0889-22-4333	0889-22-4332
○児童自立支援施設				
希望が丘学園	783-0043	南国市岡豊町小蓮720	088-866-2069	088-866-0649
○障害児入所施設				
南海学園	783-0005	南国市大涌乙2288	088-864-2221	088-864-1789
わかぎ寮	781-1154	土佐市新居2798-6	088-856-1166	088-856-1905
わかふじ寮	787-0010	四万十市古津賀1801-1	0880-35-4092	0880-35-4091
土佐希望の家 医療福祉センター	783-0022	南国市小籠107	088-863-2131	088-863-2133
幡多希望の家 医療福祉センター	788-0782	宿毛市平田町中山867	0880-66-2212	0880-66-2215
独立行政法人国立病院機構 高知病院	780-8077	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	088-828-4664
○自立援助ホーム				
サザンカ	781-5103	高知市大津甲99-4	088-881-4590	088-881-4731
○子どもシェルター				
子どもシェルターおるき	非公開	非公開	—	—

施 設 名	〒	所 在 地	TEL	FAX
○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）				
おふし	780-0982	高知市東久万37-3	088-824-3673	088-803-8363
うしろがわ 後川	787-1107	四万十市岩田132-1	0880-34-7548	0880-34-9016
Felice（フィリチ）	784-0043	安芸市川北甲4918-6	0887-35-2183	0887-35-2183
わお	780-8064	高知市朝倉丁344-1	088-840-3980	088-840-3980
どいけ 土居家	782-0051	香美市土佐山田町楠目1027-3	090-2897-1904	—
○里親支援センター				
里親支援センター 結いの実	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-1012	088-875-6750
○児童家庭支援センター				
児童家庭支援センター ひだまり	789-1201	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	0889-22-1331
児童家庭支援センター 高知みその	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-872-6488	088-856-9995
児童家庭支援センター 高知ふれんど	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-803-5550	088-803-5770
児童家庭支援センター ぷらうらんど	781-6410	安芸郡田野町字上ノ岡4462-58	0887-37-9915	0887-37-9916
児童家庭支援センター わかくさ	787-0008	四万十市安並850-2	0880-31-0311	0880-31-0312
児童家庭支援センター あいどう	781-5603	香南市夜須町西山1319-1	0887-50-5730	0887-54-3160
社会的養護自立支援拠点 事業所 にじいろステーション	780-0062	高知市新本町1丁目7-30	088-802-7208	088-803-5770

子ども・家庭の相談や児童虐待に関する相談は、市町村のこども家庭センター及び子ども家庭相談窓口で受け付けています。（相談窓口は、54、55ページに記載）

児童相談所では、子どもに関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。

- ◆家庭での養育が困難な子どもに関する相談
- ◆児童虐待に関する相談

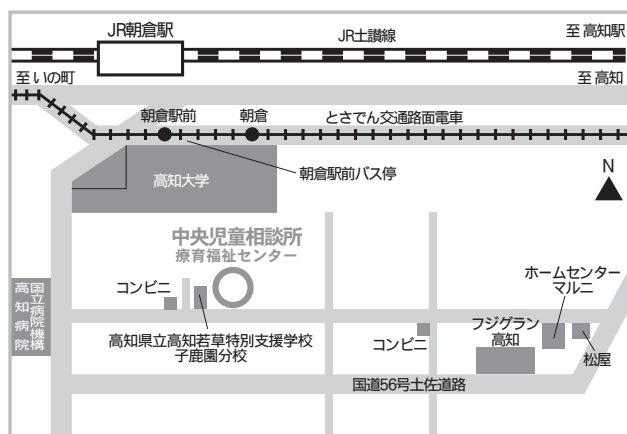
- ◆子どもの行動に関する心配
- ◆里親制度に関する相談 など

高知県中央児童相談所

〒780-8081 高知市若草町10-5

TEL 088-821-6700

FAX 088-821-9005



【交通のご案内】

バス：看護学院前又は高知病院前下車、徒歩約7分

J R：朝倉駅からタクシーで約7分、徒歩約20分

路面電車：朝倉駅前からタクシーで約7分

朝倉駅前から徒歩約20分

車：駐車場があります。

高知県幡多児童相談所

〒787-0050 四万十市渡川1-6-21

TEL 0880-37-3159

FAX 0880-37-3205



【交通のご案内】

バス：宿毛・片島方面「具同」バス停下車

車：駐車場があります。

月曜～金曜（年末年始・祝日を除く） 8:30～17:15

※緊急の場合を除き、電話での予約が必要となります。

